

166

49

井 淳 編 纂

原被
必携
裁判勝利手續

附
口頭辨論法

發行所 此村 黎 光 堂

福井淳編纂

原被
必携
裁判勝利手續

附口頭辨論法

發行所 此村黎光堂

緒言

一訴訟ハ身ノ浮沈ニ係リ家ノ興廢ニ關スルモノニシテ人々決シテ忽ニスベカラザル也然ラハ則チ其事ノ起ルヤ必ズ深ク熟慮研究シ敗訴ノ困厄ニ陥ラザル事ヲ勉ム可シ而シテ徒ラニ苦心焦思スルモ其益ナシ能ク其手續ヲ知り訴訟ノ提起方法ヨリ準備其他訟廷ニ於テ證據差出方辨論陳述等ノ方法ニ馴レ一方ノ反對ノ爲メニ狼狽スルヲ莫ク明了ニ確實ニ判官ヲシテ審理シ易ク感ゼシメテ一ノ缺點ナキ様ニスベシ

一蓋シ訴訟ハ曲者必ズ敗訴シ直者必ズ勝ツ可キ者ニアラズ能ク其手續ヲ悉知シ實地ニ臨ミ機ニ應ジ變ニ處シ進退駢引ヲ誤ラザレハ敗訴スヘキ事件モ勝ツノ幸アリ之ニ反シテ此等ノ事ニ疎キ者ハ勝ツ可キ訴訟モ敗訴ニ皈スルノ患アルヘシ故ニ事ニ當ル者訴訟方法ヲ記シタル書ヲ讀ミ能ク研究シテ勝訴ヲ計ルヘシ

一本書ハ民事ニ關スル訴訟ノ方法ハ必要ノモノ悉ク記載シ能ク其ノ順

序ヲ立テ訴訟提起者ノ燈臺ト爲スヘク即チ本書ヲ讀ミテ而シテ後チ
 訴訟ヲ起シ又ハ被告ト爲ルモ其事件ノ正シキモノハ固ヨリ正シカラ
 サル事件ト雖モ勝ツコトヲ得ヘキ方法手段ヲ示シテ便益ニ供セント
 欲セリ

一本書ハ專ラ現行民事訴訟法ニ從ヒ訴訟ノ方法ヲ陳ベタルモノナレハ
 別ニ訴訟法ノ書ヲ用フルニ及バズ卷尾ニ訴訟狀文例ヲ示シ自カラ訴
 狀ヲ認ムルヲ得ヘキ便益ヲ與ヘタリ凡訴訟ハ地方ニ從ヒ少シク異
 ナル所アルヲ知ル可カラズト雖モ本書ニ掲グルモノハ普通何レニ於
 テモ大差ナキ様斟酌シテ示セリ

明治二十七年冬十一月

著者誌

原被
 必裁
 裁判勝利手續

目錄

○第一章 裁判管轄の事……………一	○第八章 訴訟代理人……………二十一丁
第一節 裁判籍……………五	○第九章 訴訟手續……………二十二丁
○第二章 證據の集め方……………七	第一節 口頭辨論及び準備書面二十二丁
第一節 證據調査……………八	第一款 準備書面……………二十三丁
第二節 書類の作成……………九	第二款 口頭辨論の要旨……………二十四丁
○第三章 事件の考究……………十	第三節 懈怠の結果及原狀回復二十五丁
○第四章 辨論……………十一	○第十章 第一審の通常訴訟手續二十七丁
第一節 事實の陳述……………十五丁	第一節 地方裁判所に於ての手
○第五章 立証……………十六丁	續……………二十八丁
○第六章 訴訟能力……………十七丁	第一款 訴の取下……………二十八丁
○第七章 訴訟の參加……………十八丁	

第二款 答辨……………二十九丁

第三款 口頭辨論の種目……………三十丁

第四款 証明……………三十二丁

第五款 証書……………三十三丁

第六款 証據保全……………三十四丁

第七款 闕席判決……………三十五丁

第二節 區裁判所に於ての訴訟
手續……………三十八丁

第三節 督促手續……………三十九丁

第四節 和解の爲呼出請求……………四十二丁

第五節 証書訴訟及爲替訴訟……………四十二丁

第一款 証書訴訟……………四十二丁

第二款 爲替訴訟……………四十三丁

○第十一章 上訴……………四十四丁

第一節 控訴……………四十四丁

第二節 上告……………四十七丁

第三節 抗告……………四十九丁

第四節 即時抗告……………五十丁

○第十二章 再審……………五十一丁

○第十三章 強制執行……………五十四丁

第一節 強制執行を求め得る原
由……………五十四丁

第二節 強制執行を求め得る判
決……………五十五丁

第三節 職權上の仮執行……………五十五丁

第四節 申立に由り假執行の宣

言……………五十六丁

第五節 執行文及其附與并に附
與に付ての異議……………五十八丁

第六節 執行手續に付ての異議……………五十九丁

○第十四章 強制執行の種類方法六十丁

第一節 動産に對する強制執行六十丁

第二節 有体動産に對する強制
執行……………六十一丁

第三節 債權及他の財産權に對
する強制執行……………六十二丁

第四節 不動産に對する強制執
行……………六十三丁

第五節 競落の許可に付ての異

議……………六十六丁

第六節 船舶に對する強制執行……………六十七丁

第七節 船舶の股分に對する強
制執行……………六十八丁

第八節 金錢の支拂を目的とせ
ざる債權に付ての強制
執行……………六十九丁

○第十五章 將來に爲すべき強制
執行を確實ならしむ
る方法……………六十九丁

第一節 假差押……………六十九丁

第一款 申請及裁判……………七十丁

第二款 執行……………七十二丁

第二節 假處分……………七十三丁

○第十六章 訴訟上救助及訴訟費用……………七十四丁

第一節 訴訟上救助……………七十四丁

第二節 訴訟費用……………七十六丁

○第十七章 公示催告手續及仲裁手續……………七十七丁

第一節 公示催告手續……………七十七丁

第二節 仲裁手續……………七十九丁

○訴訟狀書式

◎假住所撰定届書式……………八十一丁

◎管轄裁判所申請文例……………八十二丁

◎代理人にて訴訟を爲す上申書八十二丁

◎貸金請求訴訟の訴狀……………八十三丁

◎賣掛代金請求訴訟の訴狀……………八十四丁

◎物品引渡請求の訴狀……………八十五丁

◎家賃及家屋引渡請求訴狀……………八十六丁

○答辨書文例

◎貸金請求訴訟の答書……………八十八丁

◎賣掛代金請求訴訟の答書……………八十八丁

○訴狀文例

◎無訴權抗辨申立書……………八十九丁

◎訴訟能力の欠缺（又は法律上代理の欠缺）抗辨申立書……………九十丁

◎主参加を爲す訴狀の書式……………九十一丁

◎訴訟中止の申請文例……………九十三丁

◎從參加申請書文例……………九十四丁

◎訴取下申立書式……………九十五丁

◎人証申出書式……………九十六丁

◎訴訟中止の申請書式……………九十七丁

◎証人不參届書式……………九十八丁

◎証書提出の命令申請書式……………九十八丁

◎檢証申立書文例……………九十九丁

◎證據保全の申請書文例……………百丁

◎故障棄却申立書文例……………百丁

◎原狀回復申立書文例……………百一丁

◎判決を受くべき事項の申立書式……………百二丁

◎支拂命令申請書式……………百三丁

◎支拂命令異議申立書……………百三丁

◎支拂命令に對する異議申立書百四丁

◎支拂命令假執行の申請書文例百四丁

◎証書訴訟に於ける訴狀書式百四丁

◎爲替訴訟に於ける訴狀文例百五丁

◎仮執行中止の申立……………百六丁

◎執達吏の行爲に關し異議申立書式……………百七丁

◎確定判決を基ける強制執行中止の申立……………百八丁

◎確定判決の請求に基ける強制執行に對する異議の申立訴狀文例……………百九丁

持14
673

◎假差押の申請書式……………百十丁	◎附帶上告書文例……………百廿一丁
◎假差押に對する異議申立書式百十一丁	◎抗告狀の文例……………百廿二丁
◎假差押を爲せるに付き債權者に起訴を爲すへき申立書の文例……………百十二丁	◎抗告に對する陳述書文例……………百廿三丁
◎或る行爲を目的とする債權の強制執行申立書文例……………百十三丁	○關係法規
◎除權判決の申立書文例……………百十三丁	◎訴訟印紙法……………百廿五丁
◎仲裁人選定の催告書文例……………百十四丁	◎供託規則……………百廿六丁
◎控訴狀の文例……………百十五丁	◎執達吏手数料……………百廿七丁
◎控訴答辨書文例……………百十六丁	◎出訴期限規則……………百廿九丁
◎上告文例……………百十九丁	◎利息制限法……………百卅二丁
◎全答辨書文例……………百二十丁	
目錄終	

原被 裁判勝利手續 附 口頭辨論法

第一章 裁判管轄の事

福井 淳 編纂

凡る訴訟を爲すには裁判の管轄を知らざれば何れの裁判所に訴へて然る可きものなるや分明ならず又自己が被告たる時にも原告の訴へが其裁判管轄違なるときは管轄違なることを抗辨して其の訴を排斥すべし而して此の抗辨を爲すは裁判の程度が事實の辨論に至らざる前に爲すべし若しも事實の辨論に取掛りたる後なるときは最早其事件は此裁判所に於て管轄すべき者と思ひ又は管轄違なることを知るも之に異議なきものと見做して裁判を終へて勝利を得ること難し

其事物の管轄は百圓を超過する金額又は價額百圓を超過する物に關する請求は區裁判所に於て之を管轄するなり其他區裁判所に於て管轄するものは左の如し

第一 住居の家其他の建物又は其建物の内にて或る一部分の受取明渡使用若は修繕に關り又は借賃を拂ふて借りたる家屋又附ての道具若しくは所持品を賃貸人の差押へたることに關り賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟

第二 不動産(土地田畑等)の經界に係る訴訟

第三 占有のみに關する訴訟（占有とは一時自己のもの、如く之を自由に爲すことを得るものを云ふ）

第四 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟

第五 賄料又は宿料又は旅人の運送料又之に伴ふ手荷物運送料旅宿若くは飲食

店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預りたる手荷物金銭又は有價物等に付

き旅人と旅店若くは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

る訴訟

地方裁判所の管轄事項は左の如し

第一 第一着の審判として區裁判所の權限又は裁判所構成法第三十八條に定めたる

控訴院の權限に屬するものを除き其他の請求

第二 第二着の審判として區裁判所の判決に對する控訴、區裁判所の決定及命令に

對する抗告

控訴院の管轄事項は左の如し

第一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴

第二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告

第三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

大審院の管轄すべき事項は左の如し

第一 終審として裁判所構成法第三十七條第二に依り爲したる判決及第三十八條の

第一審の判決に非ざる控訴院の判決に對する上告、控訴院の決定及命令に對する

法律に定めたる抗告

第二 第一審にして終審として刑法第二編第一章及び第二章に掲げたる重罪并に

皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべきもの、豫審及裁判

第二 訴訟物價額の算定方法

前に述べたる如く訴訟物の價額に依り其訴訟を管轄すべき裁判所が異なるを以て其の

價額の定め方を知らざるべからず其の定め方を下に述べし

起訴の日に於ける價格 此は訴訟を起したる當時の訴訟金高を云ふ然れども果實（

總て財産の収入を云ふ故に礦物米穀又は木實の如く土地或は植物より生ずるも果實又

土地家屋の賃貸料動産物件の損料及債權の利子も果實なり）損害賠償及び訴訟費用は

法律上にて之と相牽聯する主たる請求（法律上相牽聯する主たる請求とは例へば借金百圓にて其利子一

の裁判所に訴出づべきや借金と元利共百一圓五十錢即ち百圓を超過したれば地方裁判所に訴へて然るべきか否利子

なるものは主たる百圓の請求に付帶し一の訴を以て請求すべきものなれば之を算入せずして區裁判所に訴出すべき

なり其他損害賠償と云ひ訴訟費用など）も皆主たる請求に伴ふ従たるものなり）

一の訴を以て數箇の請求を爲す時 果實及損害賠償訴訟費用を法律上相牽連する主たる請求に附帶し唯一ヶの訴を以て請求する場合を附くの外は數ヶの請求を合し一の訴を以て請求すれば其額を合算す然れども本訴と反訴との訴訟物の價額は之を合算せず（反訴と同一の訴訟に付き被告人の地位ある者原告人の請求を拒むるは原告より原告請求外の事件を更に訴へて間接に原告の請求を免れんとする方法を云ふなり例へば原告より貸金請求を受けるに臨み被告人より其原告人の請求を拒まずして貸金の権利へ原告にありと雖も被告へは原告より貸金請求ありと主張するが如きを云ふ）

債權の擔保又は債權の擔保を爲す従たる物件が訴訟物なる時 例へば借金の義務者が返金の義務を盡さざるに付其保證人を訴へるとき（債權の擔保が保證物なる時）又は借金の抵當となしたる物品が訴訟の目的なるときは其借金の金高にて裁判管轄を定むるあり尤も物件の目的物の價格即ち抵當便品の價格が債權の金高より寡きときは其金高に依りて裁判管轄を定むるなり

賃貸借又は永貸借の契約の有無又は其時間の訴訟物なるときは 此時は借賃の額に依るを通例となすも一ヶ年の貸借の二十倍の價額が其額よりも寡きときは其二十倍の額に依る

定時の供給又は収益に付ての權利が訴訟物なるとき（定時の供給と云ふ例へば子が親に毎月仕送りをするを云ふ）此時に於ては一ヶ年の収入の額を二十倍せる價に依るも若し収入權の期限に定めありて其將來の収入を合算せる總額が其二十倍の價額よりも寡きときは其少額に依る

第一節 裁判籍

人の普通裁判籍は住所に因りて定まる故又他に特別管轄のあらざるときは皆被告の住所の地の裁判所へ訴へ出でざるべからず住所とは本籍、寄留、止宿等を論ぜず生活上の中心たる人の居所を云ふ故に一寸旅行の爲めに止宿するが如き又は一時宿泊するの類は決して住所と見ざれば訴を受くることなし若し之に對して訴を起す者あるときは管轄の抗辨を以て勝つことを得べし

所在地に依るを得る者○生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者其他性質上一定の地に永く寓在すべき者に對する財産權に關する請求は其現在地の裁判所に訴ふるを得兵役義務を履行する爲めのみ服役する軍人軍屬に對する財産權上の請求は其兵營地若しくは軍艦定繫所の裁判所に訴ふるを得べし

製造商業其他の營業に付き直接に取引を爲す店舗を有する者に對しては其營業上に對

する訴は其店舗所在地の裁判所又住家并に農業用建物ある地所を利用する所有者、
用益者又は賃借人に對しての農業用建物所在地の裁判所に訴ふるを得へし但し住家及
農業用建物ある地所を利用する所有者用益者又は賃借人を住家及農業用建物ある地の
裁判所に訴るには其訴が地所の利用に付て權利關係を有するときに限る
相續權遺贈其他死亡に因りて効果を生ずる處分に基く請求の訴は遺產者死亡の時に普
通裁判籍の在りし裁判所へ之を起すを得
不動産に關する訴に付ては其不動産の在る地の裁判所之を管轄するものなれば之を住
所に訴ふるときは管轄違の抗辨を以て之を斥け勝利を得べし此他前に掲げたる地の裁
判所に訴へざるるときも亦此の抗辨を爲して勝つことを得べしと知るべし
所在地に依らざる者 辯護士又は執達吏の手数料及び立替金に就き其委任者に對する
訴は訴訟物の價額の 多寡に拘らず本訴訟の第一審の裁判所に之を起すことを得
べし
義務履行地に依る者○契約の成立若くは不成立の確定又は其履行若くは鎮除、廢罷解
除又は不履行若くは不十分の履行に關する賠償の訴は其訴訟に係る義務を履行すべき
地の裁判所に之を起すことを得

第二章 證據の集め方

事實の正きは辨論を用ひず證據の要すべきなくして能く訴訟に勝つことを得べしと雖
も證據物の力は亦之に勝るの力を有するが故に陳べ而して能く其証明を爲すものは其
事實直ならずと雖も訴訟に勝つことを得べし能く辨論するも其證據を明にせざる者
は假令其事實が其の言ふ所に符合するも其訴訟には敗を取るべし故に其の事實を明に
するには證據の蒐集を爲さざるべからず
證據には 速に湮滅するものあり又久しきに渉るも湮滅せざるものあり例へば事實の
關係人又は其の關係を知る人にして死に至らんとするか又は遠國に旅行するか或は
差押たる物品にして腐敗又は消失せんとする時の如きは 速に之を保存するの注意を
爲さざるべからず之を保存する方法は民事訴訟法の中に證據保全の規定あり
中には口實を以て日を延し遂に出訴期限の過ぎ去りたるを以て抗辨し訴訟を勝たんと
する者あり故に口實なるや否やを知りて一方の言ふ事に就ても此豫防を爲すの點に注
意すること肝要なり
書類は何に依らず(商業家は最も帳簿請取書等)訴訟には非常の勢力を有するものなれ
ば明りに之を相手人に渡すべからず而して之を自己の手に入れんとは成べく勉むべし

証拠は誠に瑣細なるものよても意外に効力のあるものあれば如何に瑣末の者と雖も之を大切に保存し置くときは大に証拠となることあり而して初めに大切なるものと思へる証拠物にても其場合に依りては何の役にも立たぬことあり依て証拠の要不用の初めより判つへからず故に其事件に關係するものは如何なるものにてても之を保存し置くべきなり

証拠は之を蒐輯したる上は何時にても法廷に出でたるときは之を携帯することを忘るべからず又之を使用すると否とは一に己れの自由をれば之を使用するの念あると否とに拘はらず已に利なるものも不利なるものも己れの方に屬するものと相手の方に屬するものも其事件に關係するものは皆之を蒐輯するを要す

第一節 証拠調査

事件に關する証拠を蒐輯したる上は種類に因て區別し置き同種類のもの數個あるときは其の日附の順序に従て前後し以て法廷其他必要の場合に搜索するの手續を省くべし之を調査して必要なりと感ずることあれば之を別紙に寫し取り簡短に其意見を附記すべし然るに之を寫し取るにも能く注意せざれば言語文字の使用方法は其意味に反對なる解を下す様になり却て毛を吹て疵を求め諺の如きことあるものなれば証拠の拔

書を爲すときには其大脉の意味のみを取ること爲さず其本源たる言語文字を成るべく其儘に寫し取るを要す

第二節 書類の作成

書類は後來遺るものなれば其作成に一字一語に至るまで能く之を注意して認め輕忽に付せず疑はしき事の如きは決して用ふ可からず又字畫は成るべく正しくし後に其文字に就て彼れ是れ争論の起ることなき様注意すべし

書類の作成粗漏なる爲め其事件に就て取調を爲す判事に於て事件の調査に粗漏を來すことあるを免かれざれば書類の作成を粗漏にし之を調査するに手敷を要するごときことあらば判事は之を棄て、閱讀することを爲さず爲めに敗訴の言渡を受くることあるべし故に訴訟に關する凡ての書類は能く注意して作成すべし且つ讀み易く解し易くし簡明を勵め冗贅を省くべし

文字を修正し又は改竄するときは其改竄したる故の文字の讀み得る様にして修正若くは改竄し其修正し改竄せる文字は欄外に修正若くは加へ或は除きたる字數と修正若くは加除せる旨を記し其處と修正若くは加除を爲せし所との兩處に押印し以て人の奸策を施すべき餘地なからしめんことを要す

書類には畧字を用ゆべからず又畧語をも使ふべからず又數字には一二三等の字を用ゆべからず必ず壹貳參肆等の字を用ひて詐欺の爲し易きを防ぐべし
 書類には欄外の附記を爲すべからず又空行餘白を存せしむべからず若し止むを得ずして空行の生ずるあらば縦線を引て之を塞ぎ餘白の存するあらば線を交叉して其餘白なることを示し後に追書等の出来難き様防ぐべし

書類にして數枚に亘るときは之を綴りて一冊と爲し其綴り目及び両紙の相接する所に印を施し後に紙の變更増減を爲すことの出来ぬ様豫防すべし

第三章 事件の考究

其事件は能く自から理非曲直を考究して法廷に出て狼狽し人の攻撃を受けて已か意思を變更する等のなき様十分練磨して其自己の信する處の條理を陳ふべし
 自己の主張し抗拒し及び進撃せんとするに付ての方針を確定せば其證據にも愈々他より之を辨駁破毀せらるゝの缺点なきや否やを考查すべし此事實は確實正理なるものと信じて證據の点其他考究すべし處を怠りて敗訴を招くことあるものなり訴訟は双方何も其身の利害を生ずるものなれば假令ひ小なる事件と雖も輕忽に付し研究を怠る等の事なく畢生の力を揮ふて之に當り若し對手に乗すべき点ありと見出したるときは遠

慮なく之に乗じ十分之を撃ち其の事實を正確にすべし我れに必要な事實貴重の證據と思へるものも却て何の効をも爲すことなしに訴訟を終ること往々にして之れあれば事件の考究を爲すには其事實の瑣末なるを以て之を等閑に付せず證據の不必要を以て之を棄てず極めて綿密に之を研究せざるべからず而して之を研究するに假に已を己れの相手方と見做して乗すべく撃つべきの瑕疵あらば力を極めて之を攻撃し亦之が防禦の方策を畫し或は又己れの主張する所に對する相手方の防禦の方法を案じそれに付て以て攻撃の手段を講ずるを要す
 右の如くにして事件を考究したる上は之に因りて得たる所の結果は能く其の順序を正しくし且つ主たるものと従たるものとを區別して簡短に之を記憶の爲に記し置き時々之を閲讀して遺漏なきや否やを調査するを要す

第四章 辨論

辨論を始むるには緩急疾徐固より一定せず唯其の時と場合とに因りて其方法を異にせざるべからず然れども先づ通常は急あるよりは緩に疾からんよりは徐かなるをよしとす而して辨論の法宜しく光彩燦爛たるべく光彩燦爛たるべく論辨家の大膽にして勝を制することあるべく好しや失敗すればとて巧妙ある勉強は以て其短所を補ふに足り以

て見苦しき有様を現はすか如きことはなかるへし
 語氣は喧噪あらんよりも温和なるを良しとす喧噪なるの故を以て勝利を博し得たるの
 訴訟は一も之のあらざるなり然りと雖も會話的の語氣を用ゆへからず又陳述は寧ろ沈黙
 し在るより如かざることを幾層なるを知らば何事に由らず事實は其儘に之を陳述すべし狂
 妄なる語氣の決して他の心服を買ふこと能はず
 判事をして不快を感せしむるは之れに媚ぶるより甚しきはなし此に所謂媚ぶるとは
 賢明ある判官と云ふが如き語辭を用ゐて鄙俗嘔吐を催すへき諛辭を呈するを云ふなり
 判事の注意を惹くに最も効力ある方法は懇誠にして而して篤實なるに在り假令中心
 は然らざるも兎も角懇誠にして篤實なるを装ふにあり懇誠篤實なるに於ては己れの哀
 情の幾分を彼輩に傳ふることを得聴く者をして己れと同心同情ならしむることを得る
 なり
 可成は公平にして且つ適合なる議論を用ゐる快活に判事の意思と情操とに訴ふべし若し
 判事をして己れの云ふ所を會得し信據せしめんと欲せば華麗なる言語は成るべく用ふ
 へからず而して又特に慎まざるへからざるの言語并に恣態を修飾すること即ち是れな
 り斯かる修飾は輕蔑せらるゝことを招くに足るなり

辨論は冗長に渉らず成る可く簡明を旨として事理明瞭聽取り易きを勉むべし用語愈少
 なければ其効益多く議論愈少ければ判事の信用を買ひ其聽容を得るの機益多からん
 言多きは其事實少くして確實ならざるの感と與へるなり若し相手の者が未だ一言も
 反對を試みざるに先づ之に向つて辨論を爲すが如きは判事をして却て奇異の思を成さ
 しむるものなり
 吾人の辨論を去て早からしめざれば對手をして吾が議論を轉じて却て吾を駁撃するの
 機會を得ざらしむるの利あり
 詞訟を開始するには自己の陳述は自から之を信ずることの觀念を判事の腦裡に起さし
 むるにあり若し自己に信ずる所なくんば陳辨する所の事屢異なるありとありて曖昧たら
 しめ判事の採納を得ること難し
 辨論中相手の辨解を豫想して彼の言を待たず直ちに之を辨駁するを爲すものあれども
 是れ等は未だ駁撃せられざるに自己の訴訟を辨解するに同じく毛を吹て疵を求むるの
 恐れあるべし且つ法律の旨趣に添はざるを如何せん若し相手を駁撃せんと欲せば其
 方法の公平ならざるべからず而して相手も亦其事實を陳述するの權利を有すれば先づ
 其陳述を了らしめて後ら若し能く之を駁撃することを得ば乃ち駁撃すべし必ず相手の

陳述を豫測して原告(被告)の果して斯く言はんと欲すと雖も亦云ふへからず又甚しきは自己の陳述をべき事をも相手は斯く想ふかならんなれども等云ふものあれど此等は皆自己に取て利益あることは少なし却て反對の判決を下され相手の代言人に勝を制せられて不利なること世間に往々ある事なり對手にして果して辨解の辞なからんか判事は吾人の喋々を俟たずして能く之を知らん之に反して辨解の辞あらんか決してあるべきものにあらざるなり

開始陳述に於て最も重要なものの排列の順序なり此順序をければ如何なる眞實の陳述も善美と稱するに足らず此順序排列を爲すには素より時と努力とを費して判事の聴取易く相手の辨駁し易きものなれば之が爲に費したる時と腦髓とは決して無益に屬するものにあらざるあり其事實の一種あるときは勿論幾種の事實あるときと雖も能く其排列の順序を整へ時日及事件の前後錯雜せざる様明かに事實種類を區別し之が相互の關係を示し其全体に如何なる影響を及ぼすかを証するの辨論を爲す者の本務なり而して其排列の順序を立つるは如何と云ふに其訴訟の争點と其争點の依りて基く證據とを決すべし之をさへ決すれば自然の順序に従ひて其證據を排列するは難からざるなり辨論を開始するには寧ろ過大ならんよりは中庸なる方却て勢力あり此訴訟は十分勝利

ありと見込むものには其勢力を示すに及ばず訴訟の實際を陳述すれば足るなり又辨論の冗長に渉るは尤も嫌ふ所なり又相手を傷げんことを求むるは宜しからず只己れの陳述をして眞實正確ならしめんことを勉むれば相手をして乗じて以て辨駁する所なからしむるなり誠に辨論は徐ろに確實に又簡明に爲すを守るは最も秘訣なり

第一節 事實の陳述

辨論に於て最初に爲す所のものは事實の陳述なり事實は訴訟の第一基礎とする所なり此他の辨論は此事實の上より成立つものにして第二段即ち枝葉なり枝葉を先にすれば基礎を明白確實にせざれば其の辨論は用を爲さず而して事實を陳述するには枝葉の点に立入るを要せず主要のもののみを述べれば十分なり

事實の陳述の場合に於ては決して討論がましき辨論を爲すこと勿れ又其の陳述は前後錯雜せず重複することなく凡べて簡單に明了に且つ靜かに之を爲すべきを勉むべし事實の陳述の際には後の辨論の種子と成るべきことは成る可く秘し置きて辨論をして確實ならしむることに注意すべし事實の陳述を爲し了らば一定の申立を爲し其主張し若くは防訴抗辨せんとする所のものを開示すべし

第五章 立証

十六

訴訟たる者は何れか其一方は必ず事物の常態に反する事實若くは既定の有様に反する事實を云ふに相違あることなし之を破るは立證の責にあり一方の反對に出て之が事實を確めんとするに其證明を爲すの責なかるべからず況んや一定の有様が其當事者間に存することを確定せる後に於ても一方の相手は之を攻撃し之に代ふるに更に他の有様を以てすることを得るの自由たるに於ておや普通の常態とは人は固より自主獨立にして義務の抑制を受けるものにあらざるを云ふ然るに今之に對して義務の要求を爲すものは要求すべきの權利ある證明を爲さるべからず是れ立證の責ある所以なり羅馬の法律博士等が三ヶの規格を明晰して曰く原告には舉證の責あり事物の變態異狀を認許せざる者は立證の任に當るを要せず抗辯に付ては被告は原告となる此三ヶの規格是れなり事物の變態異狀を認許せざるものは自から立證の責に當ること

を要せずとは證明せられたる上に非ざれば他人より其居る所の地位を破らるゝことなきものなり是れ證明を爲すの責任已に之れ無きが故なり

抗辯に付ては被告は原告とあるとは原告の主張せる所の事實よして證明せられて其成立の確定せる上は之を認めざる被告は證據を擧げて之を撃ち破らざるべからず之を抗辯方法と云ふ此の方法に依りて原告の請求を斥けんとする被告は原告の既に得たる有様を變更せんとするものなるが故に原告が被告に係りて請求を爲し因て以て事物の常態を變更せんとする時の如く其陳ぶる所が事實なることを証せざるべからず之を抗辯に付ては被告は原告となること云ふ規格なり

第六章 訴訟能力

訴訟能力とは訴訟を爲すべき權利あるものを云ふ訴訟は爲し得る者と爲すことを得ざるものあり爲すことを得べき者は訴訟能力あるものありと云ふ訴訟能力なきものは之を爲すことを得ざるなり訴訟を爲すことを得ざる者は代人をして爲さしむ訴訟を爲すことを得べき者とは何人の保護も許諾をも要せず其者の爲したる訴訟に効力ある者は訴訟を爲すことを得べく又其欲するに於ては他人をして己れを代表せしめて訴訟を爲さしむるを得べし他人の許諾を受くることを要するとは夫ある婦などを云ふ他人に依りて爲すべき者は后見にある幼者の如し

十七

右訴訟能力の有無を調査せざるべからず原告若しくは被告にして自ら訴訟を爲す者には訴訟能力の欠缺あり或は法律上代理人たる資格及び訴訟能力の欠缺あり或は交原告被告若しくは法律上代理人の與ふべき訴訟委任に欠缺あるときは假令其事件に對して判決あるも無効に屬すべきものなるが原告被告は訴訟が如何なる程度に進み居るを問はず其欠缺あることを發見せるときは之を申立つるを得べく尤も此の事は裁判所の職權を以て取調ぶるなり

前に述べたる訴訟能力なきものは全く訴訟を爲すことを得ざるかと云ふに能力の欠缺するも訴訟を爲すを許す場合あり裁判所は遲滯を爲す時には原告若しくは被告に危害あり且後に其欠缺を補正し得るを認むる時は訴訟能力の欠缺あるにも拘はらず原告若しくは被告又は其法律上代理人に其欠缺の補正を爲すべき條件を以て一時訴訟を爲すことを許すを得べし此場合に於ては裁判所は欠缺の補正を爲すが爲めに相當の期限を定め其期間の到來せざる間は判決を爲すこと能はず此他は訴訟能力の欠缺代理の能力に欠缺あるときは之を唱へて訴を免かることを得べし此場合は口頭辨論を爲す前に抗辨を爲さるへからず

第七章 訴訟の參加

訴訟參加とは第三者即ち其訴に關係せざりし他人が現に起りたる訴訟上自己の權利の妨となるべき事を主張し之を攻撃し其幾分若しくは全部を排撃せんが爲めに其訴訟に干渉するを云ふ例へば他人の家を借りて住居するとき又は他人の物件を賃借して居るとき丙者來りて其物は余が所有物なれば返還すべく其家を明け渡すべしと訴へ出づることあり此時は乙者が直接に借り受けたる甲者の呼出を求め其甲者が出て明了するまでは陳述を爲さずと拒みて勝つことを得べし

訴訟參加する者に在ては如何なる利益あるかと云ふに他人の爲せる敗訴の影響が自己に及ばず如き恐れなきが如きも人が別に訴を起して權利の救護を爲さんとする間に其目的とする物件が他に轉讓して之が自己の手に入らぬ様の事あるべく或は又己れは他の權利を承繼すべき者なるの故に已に權利を移せる者が訴訟に於て敗を取るときは己も亦隨て權利の解除を爲されざる可からざるが如きことなるとあるにより第三者に訴訟參加を許したるものなり

參加を爲し得る場合○參加には主たる參加と從たる參加と云ふありて先づ主參加の爲を得る場合とは前に例を擧げて述べたる如き場合なり從參加とは例へば茲に甲乙丙の三地ありて其内甲地の所有主と乙地の所有主と經界論を生じ訴訟を起したる場合に於

て丙は其訴訟の相手にあらざるも若し何れか勝訴になるときは自然自己の土地に利害の關係を生ずるものと思惟したるときは其訴訟の如何なる程度に進み居るに拘はらず何れにても自己の利益になる者を補助する爲め其訴訟に参加することを云ふ

参加を爲すの申請○主参加は通常の訴訟の如く訴状を提出して之を爲すも其書式は異なり(書式第十号參看)

從参加を爲す申請○書面を本訴訟の關係ある裁判所に提出して之を爲す其方法は當事者及び訴訟を表示し又一定の利害關係及び附隨せんとする陳述を開陳せざるへからず(書式第十一号參看)

從参加を爲し得る場合(即時期)訴訟の權利の繼續しある間は其訴訟の程度が如何に進み居るを問はず之を爲すを得べし殊に最早判決ありたる後と雖も之に對て故障、異議、上訴を爲すそれと同時に之を爲すことを得べし

從参加人は何時にても脱退(其關係を去る)するを得るも脱退を爲せる時は其補助したる原告若しくは被告との關係に於ては其訴訟の確定判決を不當なりと主張すると能はず

第一節 訴訟告知参加

告知参加を爲し得る場合○原告若しくは被告にして若し訴訟に敗訴するときは第三者に

對して擔保又は賠償の請求を爲し得べしと信じ又は第三者より請求を受く可きことを恐るゝ場合に之を爲す者にして即ち敗訴するよ於ては第三者より權利伸暢若しくは權利防禦の方法の不十分ありしこと又は訴訟に付ての裁判が不當なることを理由として訟を受くるの危険を豫防するが爲めに之を爲し又原告若しくは被告の一方が敗訴するときは或は第三者へ對て追求を爲し又は第三者の爲めに請求せらるゝ恐るる場合に之を爲すものなり

訴訟の告知の方法は訴訟告知の理由及び訴訟の程度を記載する書面(書式第 號參看)を訴訟の關係ある裁判所へ提出して之を爲す

第八章 訴訟代理人

辨護士以外の人にて訴訟する方法○此方法は上申書に委任狀を附し(裁判所によりては雇人又は親屬たるの証明を付せしむるものあり)之を訴狀若しくは答辯書(答辯書を要するとき)と共に裁判所へ差出して爲すものなり(書式第三號參看)

委任の證據○訴訟委任は裁判所の記載に備ふべき書面委任を以て之を証せざるへからず委任の書面ハ私署証書にても宜しと雖も若し相手の者より公正証書を求むるときは之を諾せざるへからず然れども口頭辯論の期日又之受命判事若しくは受託判事の面前に

て口頭の委任を爲し其陳述を調書に記載せしむるときは書面委任と同一の効力あり
 訴訟代理人は特別に委任を爲すに非ざれば控訴若しくは上告を爲し再審を求め代人を任
 じ和解を爲し訴訟物を抛棄し相手方より主張したる請求を認諾する權利を有せず
 代理人の爲せる行爲に付て其効あるは訴訟代理人が其委任せられたる範圍内にて爲せ
 る訴訟上の行爲は原告若しくは被告に對しては其本人の行爲と同一に看らる但し事實上
 の陳述のみは代理人と共に裁判所へ出頭せる本人が即時に之を取消し又は更正するに
 より其効力を失はしむるを得るのみ

第九章 訴訟手續

訴訟を爲すには先づ前に述べたる事項を能く承知して訴訟を爲すべし訴訟は直者必ず
 しも勝つべきものにあらざる曲者と雖も必ず敗るものにあらず能く前に述べたることに注
 意し能く手續を知り之に従て運動する者は曲者と雖も勝つこと往々あり訴訟は重に
 証拠方法の上下手臨機應變時と場合とを見て掛引工合にありとす而して法に合はざる
 の運動の無効たるを免れざるが故に此訴を爲すに付ての手續は最も能く注意せざる
 へからず

第一節 口頭辯論及び準備書面

裁判所に於ての訴訟に付ての當事者の辯論は口頭にて爲さるへからず但し此口頭辯
 論は書面を以て之を準備す

第一款 準備書面

準備書面とて口頭辯論に係る準備を爲す書面にして訴狀、答辨書、再答辨書等即ち是れ
 なり此準備書面に要すべき條件は左の如し

- 第一 當事者及び其法律上代理人の氏名(代理ある時に限る)身分職業住所、裁判所、
 訴訟物及附屬書類
- 第二 原告若しくは被告が法廷にて爲さんと欲する申立
- 第三 其申立の原因たる事實上の關係
- 第四 相手方の事實上主張に對する陳述
- 第五 原告若しくは被告が事實上主張の証明又は攻撃の爲め用ゐんとする証拠方法
 及び相手方の申出たる証拠方法に對する陳述
- 第六 原告若しくは被告又は其訴訟代理人の署名及捺印
- 第七 年月日等なり

注意準備書面にては訴訟争の要點の事實を可成簡明に記載すべし此外事實に相關し

て引証すべき數多の事實又は其事實に對して法律を適用する討論は書面に掲ぐるに及ばず
 準備書面に附屬すべき書類○準備書面には訴訟資格に付きての證明書の正本と原告又は被告の手にあるものにて証拠の原因となるべき謄本を添付して差出すべし証書の一部を必用とせず其一部分のみが事實証明に入要なるときは其始め事件に属する部分終り日附署名并に印章を添付したる寫を添ふべし又証書が相手方に知れたるとき又は大部なるときは其証書を表示し相手方に之を閲せしめんと欲する旨を附記するのみにて足る

第二款 口頭辨論

當事者の陳述○口頭辨論は當事者の申立を爲すに因て始まる當人の申立は其訴訟事件に密着せる事實及び法律上の點に關するものにて其事件に關係なき事を述立つるを許さず○當人は口頭辨論の代りに書類を引用することを得ず然れども文字上の旨趣入用なる時に限り之を朗讀することは許すなり
 當人は何れも其相手方の主張せる事實に對して陳述を爲すの義務あり之を以て當事者は自己の行爲に非ず又自己の實驗したる者にも非ざる事實の外は單に知らずと云ふの

みを以て其責を免るゝ能はず例へば原告が被告に對して争ふときは明に答へざるか又は被告が他の陳述よりしても争ふの意思顯明かならざれば最早自白したるものと法律上の推定を受く原告被告の陳述に際し原告より問を發せば被告は猥に知らずとの陳述を爲すを許さぬなれども被告の自己の行爲に非ず又自己の實驗せざるものに限る不知の陳述を許すべし此場合には其不知と陳べたるを以て争ひたるものとするなり

第二節 懈怠の結果及び原狀回復

懈怠の結果とは訴訟中爲すべきことを爲さざる爲め其結果として訴訟の權利を失ふことを云ふ

原狀回復とは天災事變より生じたる爲め懈怠と見做されたる時訴訟の權利なしとせられたるを其事狀を述べて權利を回復するを云ふ原告又は被告が訴訟中爲すべきことを怠りたるときは其訴訟權利を失ふものとす然れども本法に於て追完することを許されたるときは其權利を失ふことなきあり此結果は時に其形を變じて生ずることあり即ち訴訟行爲を怠るにより相手の申立を認めしものと看做さるが如き場合即ち是なり

原狀回復を許す場合○懈怠が惹起す所の不利なる結果の之を回復すること能はざるも

のなり故に各訴訟人は訴訟中は勉て其權利を失はざるに注意せざるべからずと雖も然れ共懈怠の結果は全く回復することの出来ぬものにあらざり訴訟法中特に許可する旨を定めてあるときは常に其結果を斥けることを得べし例へば缺席判決に對する故障の如き其他天災事變の爲め期間を遵守することを得ざりしとき及び原告若しくは被告が故障期間を懈怠したるときに其過失にあらざりして缺席判決の送達を知らざりしときは申立に由りて原状回復を許す

原状回復の訴訟手續○原状回復は追完せる訴訟行為に付き管轄の權利を有する裁判所へ書面を出して之を申立つるものとす此書面には原状回復の原因たる事實原状回復の辯解方法懈怠したる訴訟行為の追完等の諸件を記さるべからず若し即時抗告の提出を懈怠したるときは原状回復の申立は不服を申立られたる裁判を爲したる裁判所又は抗告裁判所に之を爲すべきものとす

原状回復の申立に付ての訴訟手續は追完する處の訴訟事件の手續と合せて行ふべし然れども裁判所は其申立つる所の事件に付て辨論又ハ裁判のみに限りを付け置く事を得べきなり申立を許すと許さざるとの裁判に付き不服を申立つるときは追完する訴訟事件に付て定めある其手續に従ふべし然れども申立を爲したる原告若しくは被告是に對し

て故障を爲すことを得ざるなり

第三節 訴訟手續の中止

中止とは訴訟事件を其儘に裁判所に据置くものを云ふ此中止を爲す原由は三あり第一合意即ち双方相談の上にて爲すことを得べし然れども其合意ハ一定期間の進行を妨ぐる力はなきものなり第二當事者双方の欠席是は口頭辨論の期日に當事者双方の者出頭せざるときは訴訟手續は其一方よりして更に口頭辨論の期日を定むべきことの申立を爲す迄休止す

右の休止は其の休止とありしより一ケ年以内に口頭辨論の期日を定むべき申立を爲さざるときに其訴の本訴及反訴も取下げたるものとなり被告の勝利となるなりされば被告に於ては種々工夫をして一ケ年を延せば負けても勝つ理なり

中止を申請するは受訴裁判所に之を差出す此申請は口頭を以て之を爲すを得其裁判と口頭辨論を経ずして之を爲すことを得

訴訟手續の中止は期間の進行を止め又は中止の終りたる後更に全期間の進行を始むる効力を有す

第十章 第一審の通常訴訟手續

第一審とは初審又は始審と云ふに同じ則ち争が區裁判所の管轄に屬すれば區裁判所又
地方裁判所の管轄に屬すれば地方裁判所と各其管轄裁判所に出訴したる時管轄裁判所
の其訴訟に對し第一着の審判を爲し裁判を與ふるを以て第一審と云ふ

第一節 地方裁判所に於ての手續

地方裁判所は口頭にて訴訟を起すを許さず必ず訴狀を作りて差出さざるべからず其訴
狀には第一當人及裁判所第二に起したる請求の一定の目的物及び其請求が基く一定の
原因を示し第二には一定の申立を記し此の他尙裁判の目的物の價額に依りて定まる場
合に於て其訴訟物が金錢に在らざるときは其價額を掲げざるべからず此訴狀を作るに
は準備書面に關する一般の規定に循ふ(書式第 号參着)訴狀は裁判所に置くもの一通
と被告人の數に應ずる文之を作るべし

訴狀が當事者及び裁判所の表示、起したる請求の一定の目的物及其請求の一定の原因、
并に一定の申立を具備せるときは口頭辨論の期日を定めて之を被告に送達し且つ同時
に或期間内に答辨書を差出へべきことの催告を爲す

第一款 訴の取下

一旦訴を起したるときは必ず之を爲し遂げざるべからざるものにあらず訴の全部又

は一は本案に被告の第一口頭辨論の始まるまでは何時にても被告の承諾を以て之を取
下ることを得其後口頭辨論の終結に至る迄は被告の承諾を得るときは之を取下るを得
取下の其訴訟費用は原告の負擔なるものなり

又取下は再度訴を爲すことを許さざるにあらざり又何時にても訴ふることを得べし然れ
ども此訴を爲すは前に取下げたる訴訟費用を被告に拂はざるべからず然らざれば再び
訴を爲すことを得ず故に被告たるものは前の訴訟費用を拂はざるときは之を拂はざる
間は決して本案の答辨を爲さざるのみならず本訴に應ずることを得ずとて勝利を得る
ものなり

第二款 答 辨

訴狀の送達せられたるときは被告は期間内に答辨書を差出さざるべからず答辨書差出
期間は其訴狀の送達ありてより十四日の期間内に差出せざるべし尤裁判所より訴狀の
送達と共に其期間は催告するなり

反訴○反訴の事は前に述べたり答辨書を差出すに就て此反訴を起すことを得べし然れ
ども財産權上の請求に非ざる請求に係るときは又は目的物に付專屬管轄(或裁判所に限
り管轄するもの)の規定あるときは若し其反訴が本訴なるときは其裁判所に於て管轄權

利を有すべき場合に限り之を爲すを得

被告若し反訴を爲さんと思はば答辨書若くは特別の書面を以て又は口頭辨論中相手方の面前に於て口頭を以て之を爲すを得るも然れども答辨書差出しに付ての期間内に差出せる書面よ於て之を爲さざる時は被告請求の全部又は一部と相殺を爲すべき場合に於て同時に被告が自己の過失に因らずして其以前に反訴を起すを得ざりしことを疏明するときに限り反訴を爲すを得るものとす反對に對しては更に反訴を爲すを得ず

第三款 口頭辨論

判決を受くべき事項の申立○判決を受くべき事項の申立は書面に基き之を爲すを要す若し書面に掲げざる申立あるときは調書に附録として添へべき書面を差出して之を爲すを要す此等の規定に循はざるときは申立なきものと看做されて敗るなり
 妨訴の抗辨○妨訴の抗辨とて訴をして其裁判所に成立たしめざるべく被告が爲す争の一方方法あり此方法は第一無訴權の抗辨例へば民事の裁判所は行政裁判所の管轄を除く外は如何なる事件と雖も受理審判を受くることを得べし然るに今官吏が行政上に付き訴へられたるに其職務の執行を爲せるに過ぎざれば民事裁判所に訴へらるべき理由なしと抗拒むが如きは是れなり第二裁判所管轄違の抗辨第三權利拘束の抗辨第四訴訟能

力の欠缺又は法律上代理の欠缺の抗辨第五訴訟費用保証の欠缺の抗辨第六再訴に付前訴訟費用未済の抗辨（取下たる訴訟費用は原告之を爲さざるべからず然るに未だ此費用を被告に拂はざるるときは再び訴を爲すことを得ず）第七延期の抗辨、其の訴訟の素より受くべき義務あるも反証其他調の事間に合はざる等の事を云ひ立て裁判を延期することを目的として抗辨するなり
 此等の方法を以て被告は本訴に應ずることを得ずとて勝利を得るあり
 又此等の方法は本案に付ての口頭辨論前同時に提出すべきものなり然るに本案よ就て已に被告は口頭辨論に取掛りたる後に至りては最早妨訴の抗辨は許さずと雖も被告に於て固より其妨訴すべき點の有効にして抛棄するを得ざる事實の存する時又は過失にあらざりし事情を証明する時に限りて辨論後と雖も之を主張することを得るなり
 攻撃及防禦の方法○攻撃及防禦の方法（反訴、抗辨、再抗辨等）は反訴の提出に就ての制限に循ふときは口頭辨論の終結に至るまで之を提出するを得
 被告より時機に後れて提出したる防禦の方法は（口頭辨論全く終を告げ終りたる後に差出したる防禦の方法なり）若し裁判にて之を許すに於ては最早判決に移る可き訴訟にても之を遅延せしむるなり尤も其被告は訴訟を遅延せしめんとする故意を以て又は

甚しき怠慢に因り早く之を提出せざりしことの心証を得るときは申立に依り之を却下するを得可し

第四款 証明

裁判所は主張せられたる事實が正確眞實ありとの証明を爲されたる時に始めて其事實を採用すべきなり而して争に係る事實は其何れの言ふ所を以て眞實ありとすべきや判事も之を知るに苦む之を以て各當事者ハ訴訟の關係は之を表明し事實上の主張は之を証明し又は之を辨駁せんが爲めに用ゐんとする證據方法は之を示し且つ相手方より示したる證據方法に就て陳述し而して證據調により得たる結果に就き辨論を爲し以て判事に事實の眞確なることを信せしめざるへからず

證據方法并に證據抗辨は判決に接する口頭辨論の終結に至る迄之を主張することを得然れども時機に後れて之を提出するときは被告が防禦方法を時機に後れて提出せる時と同一に取扱はれざるへからず

証人たるを忌避し得る者○證據方法に人証と云ふことあり証人を以て事實を証するなり然るに其証人と爲ることを忌避し得る場合あり原告若くは被告は第一相手方と相手方の証人又は其配偶者とが親屬なるとき第二相手方と相手方の証人とが后見人被后見

人の關係ある時第三相手方と相手方の証人とが同居し又は一方が他の一方に雇人として仕ふる者なるときは其証人を忌避して他の者と代らしむることを得べし
忌避の申請は証人の訊問前に之を爲すべし此の時より後ま在ては其前に忌避の原因を主張するを得ざりて之を説明する時に限り忌避するを得此申請は口頭にて又書面にて之を爲すを得べし

第五款 証書

証書とは書面のみに限らず事件の性質に於て許す限りは事跡の紀念又は權利の證據の爲め作りたる割符、界標の者も用ゐることを得

証書の申出は証書を提出して之を爲す者とす證據を擧ぐる者に於て其使用せんとする証書が相手方の手に存する旨を主張するときは証書の申出は相手方に其証書の提出を命ぜられんことを申立てし之を爲すべし

申立○証書の提出を命せんことの申立又は第一証書の表示第二証書に依り証すべき事實の表示第三証書の旨趣第四証書が相手方の手に存する旨を主張する理由ある事情第五証書を提出すべき義務の原因の表示等を掲げざる可からず(書式第十八号參看)
舉証者の使用せんとする証書が第三者の手に存するときは証書の申出は其証書を取寄

する爲め期間を定めんことを申立て、之を爲す

此申立には第一証書の表示第二証書に依り証すべき事實の表示第三証書の旨趣、第四証書を提出すべき義務の原因の表示等を掲げ且つ証書が第三者の手に存することを説明するを要す

抛棄○舉証者は一旦証書を提出したる後は相手方の承諾を得るに非ざれば此証書方法を抛棄すること能はず

檢証○檢証の申出は檢証物を表示し及び証すべき事實を開示して之を爲す(書式第九号參看)

第六款 証據保全

証據保全を申立つることを得る場合○人は証據を紛失する恐れあり又は之を使用し難きに至る恐あるとき証據保全の爲め証人若しくは鑑定人の訊問又は檢証を申立つるを得べし若し相手方の承諾あるときは此等の要件なしと雖も尙ほ之を爲すを得べし

申請及其要件○証據保全の申請は書面又は口頭を以て之を爲すことを得○申請には第一相手方の表示第二証據調を爲すべき事實の表示第三証據方法殊に証人若しくは鑑定人の訊問を爲すべきときは其表示第四証據を紛失する恐れあり又は之を使用し難き恐ある

理由等を具備せざるべからず(書式第二十号參看)

第七款 闕席判決

欠席判決を爲し得る場合○原告若しくは被告口頭辨論の期日に出席せざるときは出席したる相手方の申立に因り欠席判決を爲す若し出席せざる一方が原告なるときは裁判所は闕席判決を以て言渡すべく出席せざる一方が被告なるときは裁判所は被告が原告の事實上の口頭演述を自白したるものと見做し原告の請求を正當となすときは闕席判決を以て被告の敗訴を言渡し又其請求を正當と爲さるときは其訴を却下すべし

闕席○原告若しくは被告出席するも辨論を爲さるとき又は辨論を爲さずして任意に退廷したるときは之を出席せざるものと看做す然れども原告若しくは被告が本案の辨論に入りたるときは各箇の事實、証書又は發問に付き陳述を爲さず又は半途に任意に退廷するも之を欠席とは看做さず其に對して爲したる判決は對審のものとする故に之に對しては故障の方法に依れる攻撃を爲すを許さず

闕席判決の申立の却下○第一出席したる原告若しくは被告が裁判所の職權上調査すべき事情に付き必要なる証明を爲す能はざるとき第二出席せる原告若しくは被告に口頭上事實の供述又は申立を適當なる時期に書面を以て通知せざるときは闕席判決の申立を却

下す然れども出頭せる原告若くは被告は口頭辨論の延期を申立つるを得可し辨論を延期したるときは裁判所は出頭せざる原告若くは被告を新なる期日に呼出さるべからず缺席判決の申立を却下する決定に對しては即時抗告を爲すことを得

延期○缺席したる相手方が法律に定めたる法式に依て呼出を受けざりしとき假令は召喚狀に日附なきか又は受取る權利なき者に之を渡したる場合若くは正當の呼出を受けられども天災等の事變に依り缺席したる場合には裁判所は自己の職權を以て當日の辨論を延期するを得

故障申立○欠席判決を受けたる原告若くは被告は其判決に對して故障の申立を爲し以て其裁判を排却することを得

故障申立は欠席判決を爲したる裁判所に書面を出して之を爲す其書面よは故障を申立てられたる欠席判決の表示と其判決に對する故障の申立とを掲げるへし

故障申立の期間○故障申立の期間ハ十四日なり此の期間は欠席判決の送達ありし日より其経過を始め且つ不變期間に屬すと雖も送達のあらざる前に故障の申立を爲すことは欠席判決を受けたるものゝ自由なりとす

注意○被告の欠席判決を受くる場合○被告にして判決を受けて敗訴すると思ふときは

其裁判には欠席すべし然るときは敗る訴訟も勝つことを得べし如何となれば日限を延ばし其間に工夫を廻して都合よくする法なり被告が缺席せば即ち左の如き利益あり

- 一 原告の訴を起したる日より口頭辨論の期日まで凡十日
- 二 口頭辨論期日に欠席するときは欠席判決を受け其判決正本送達あるまで凡廿日
- 三 欠席判決正本の送達ありたるより故障申立の期間十四日
- 四 故障申立の日より其口頭辨論期日まで凡十日
- 五 口頭辨論期日に於て審理を受け即刻判決あるときは其判決正本送達あるまで凡廿日

六 正本送達ありたる日より控訴する期間三十日

右の猶豫の日限此他原告が欠席判決の申立を爲さずして被告の呼出を爲すときは又日限は延び又口頭辨論期日に原告不参したるときは原告の欠席判決を受け又日限の延びるものとす尙ほ若し扣訴期間の三十日目に至りて扣訴狀を差出すときは判決は確定せずして延びるものとす

又正本送達の請求書を差出さるるときは三、六、の日限は延びるものとす如此く日限を延びす間に金調し又は原告と示談を爲せば裁判にハ勝つべし

原告より假執行宣言あらんことを申請して財産を差押へられたるときは一方には財産差押解除の訴を爲すべし併し其差押が違法なるか又差押を受けたる物品中に他人の物品があるときに限るべし又一面には強制執行停止の命令を申請して一時の急を救ふべし

再度の欠席○故障を申立てたる原告若くは被告口頭辨論又は其延期の期日に出席せざるときは裁判所は欠席判決の申立を却下すべき場合と其職權にて欠席判決の申立に付ての辨論を延期することを得る場合を除くの外は出席したる相手方の申立に因り故障を棄却する新欠席判決を言渡すべし此新なる欠席判決に對しては故障を申立つることを許さず

第二節 區裁判所に於ての訴訟手續

區裁判所の訴訟手續は地方裁判所の訴訟手續を準用すべきもの多し今茲に其の異なるものゝみを掲げて之を示す

訴の提起○訴は書面又は口頭にて之を爲す通常の裁判所に於ては訴訟人は豫め幾日と期日を指定することなく始めより同行して裁判所に出頭して訴訟に付き辯論を爲すことを得此の場合に於ては訴の提起の口頭演述を以て之を爲すべし

準備書面○原告若くは被告は其申立及び事實上の主張にして前以て通知するには裁判所の手を藉らずして原被直接に之を通知することを得べし

妨訴の抗辨○區裁判所に於ては管轄違なりとの抗辨は辨論前に提出するも其他の抗辨は本案辨論と同時に之れを提出す可く被告は妨訴の抗辨に基きて本案の辨論を拒むの權利を有せず

申立及陳述○判決を受く可き事項の申立及び重要な點に於て先に申立たるものと異なる申立と雖も仍は口頭にて之を爲すを得べし故に裁判所は此等の申立を當事者が書面を以て爲さざりしを理由として申立なき者と看做すこと能はず然れども原告若くは被告の申立及陳述は裁判所の意見に従ひ訴訟關係を十分に明確ならしむる爲め必要なものに限り調書を以て之を明確ならしむることを要す

第三節 督促手續

督促手續とは別に訴訟を爲さず直に義務の履行を義務者に向て催促するの手續を云ふ假令は金錢の貸借上借主に於て百圓を借受け居ること明白なるときは通常の訴訟を爲さず貸主より借主に對して返済の催促を爲すに裁判所の力を借りて催促する場合を云此の手續に依り得る請求は一定の金額の支拂(前に述べたる如く)其他の代替物(米穀

油等)若くは有價証券の一定の數量の給付を目的とし且つ之を請求する者に於て反對給付を爲すに非ざれば其請求を貫くを得ざる時又は支拂命令の送達を外國に於て爲し若くは公示送達を以て爲す可き時にあらざるを要す

申請は或は書面に依りて之を爲すを得べく或は又口頭にて爲すを得べし然れども其申請には必らず當事者の誰(姓名、生年月、住所、職業、身分も固より之に含む)たること請求の一定の數額、目的物及び原因の表示若し請求の數ヶなるときは其各ヶの一定の數額目的物及び原因の表示并に支拂命令を發せんこととの申立を記載するを要す

管轄裁判所 管轄裁判所は區裁判所なり此訴訟を管轄する區裁判所には第一審の事物の管轄の制限なきものなるが故に仮令請求の額が百圓以上に上る時雖も尙ほ區裁判所に申請すべきなり但し此區裁判所は通常の訴訟手續に於ける訴の提起を爲す時の普通裁判籍又は不動産上裁判籍の屬すべき所に提起すべきものなるを以て督促手續の申請を爲さんには先づ其請求が不動産なる時の不動産上の裁判籍ある區裁判所なるを取調べざるべからず

支拂命令 ○支拂命令は其命令の送達の日より十四日以内に支拂ふか又は裁判所に異議の申立を爲すかにあり

支拂命令に付ての異議は或は請求の全部に就て爲すを得可く或は又單に其部分に就て爲すを得可し○債務者請求せらるゝ理由なしと認め適當の期間内即ち十四日以内に異議の申立を爲すに於ては督促手續の斯に消滅す

異議の申立を爲すは可成十四日の終の日に於て之を爲す可し裁判所は更に口頭辯論の期日を定む其日限は申立の日より遅くとも七日又は十日内よりありとす而して其口頭辯論期日に欠席裁判を得んとせば被告の欠席裁判を受くる場合に示したる彼の二より六までの日限の利益を得へし

適當の時間内に異議を申立られたる場合に其請求に就き起す可き訴が區裁判所の管轄に屬す可き者あるとき其訴は支拂命令の送達と同時に其區裁判所へ起されたる者と看做され其口頭辯論は區裁判所に於ける通常の訴訟手續に循ふ

債務者適當の時間内より異議を申立てず又債務の辨濟を爲さざるときは裁判所と債權者の申立に因り仮執行を爲す可きことを宣言す此宣言も十四日の經過せし次即ち十五日目にはあらず早くとも三四日は經過するものなり

夫れより假執行の宣言即ち執行命令を以て執達吏は執行を爲すに付き彼の假執行の言渡ある欠席判決と同じきものなれば一面は強制執行停止の命令を受け一面は十四日

に故障を爲すことを得へし其時は被告の欠席判決に對して故障を爲すと同じく前の欠席判決の場合に列記したる三乃至第六の期限の利益あるものなり

尙ほ債權者より爲す此執行命令を得るの請求は或は却下せらるゝことあるべし然るときは債權者は即時抗告により其却下の決定を攻撃するを得べし

區裁判所に於て若し其故障の申立を許すの判決を爲せる時は其判決確定の日より數へて一ヶ月内に債務者は請求の屬すべき裁判所へ出訴するの手續を盡さざるべからず

第四節 和解の爲の呼出と請求

和解調書は執行力を有するものなるが故に相手を此手續にて裁判所へ呼出し相當の猶豫期限を與へて和解し他日其義務を履行せざるときは直に之れに基て強制執行を求めんとする者あり此手續に相手と爲りて呼出さるゝものは此に注意せざるべからず申立を爲し得る者〇和解の申立に就ては別に制限なきが故に争の何たるを問はず皆和解の申立を爲して其相手方を裁判所へ呼出すことを得ると雖も争は係れる事件と其事件の屬する人どが和解を爲すこと能はざる者なるときは此手續に従ふことを得ず

第五節 証書訴訟及爲替訴訟

第一款 証書訴訟

証書訴訟は証書に依り其爲す所の請求を証明し得る者の爲めに簡易の手續に従ひ直に執行するを得可き判決を與ふる訴訟なり故に此訴訟手續に依りて起訴せんとするには其請求を証明する証書なかるべからず例へば借用証書を用ひて貸金を訴へたるに被告は之に對して此金は最早返済せりと云はば此の受取書又は此金に對しての書類を差出せ証明せざるべからず然らざれば返済せりと申立は証書訴訟に於て許されざるものとす

原告の請求が理由なしと見ゆるとき被告の抗辨に因り理由なしと見ゆるとき若くは証書訴訟として許す可らざる時には原告の其請求を却下せらるべし此場合も原告は適法の證據方法を以て其爲さる可らざる證據を申出てす又は完全に之を擧げざる場合に於ては被告が口頭辨論の期間に出頭せず又は法律上の理由なき異議若くは証書訴訟に於て爲すこと能はざる異議のみを以て訴に對抗せる時と雖も原告は其請求を却下せらるゝなり

第二款 爲替訴訟

爲替訴訟は亦た証書訴訟の一種なり此手續に依るの利益は証書訴訟に於ける利益の外に就審期間は之を廿四時間迄は縮めることを得且つ管轄裁判所は請求者の撰びに従ひ

爲替支拂地又は被告の普通裁判籍ある地の裁判所の何れへも訴ふことを得るに在り
とす

爲替訴訟の手續は前款の手續の外更に特別手續に依る此手續に依るは商法に規定せる
手形に因る請求のみに限る

第十一章 上 訴

裁判所に於て受けたる判決に對して不服を唱へ其裁判所へ(抗告の或る場合に於ては)
又は其上級の裁判所に向て其判決の更正を求むること之を上訴と云ふ之を控訴、上告、
抗告と云ふ

第一節 控 訴

控訴とは事件の覆審を求むる訴訟を謂ふ控訴することを得へる場合は區裁判所又は地
方裁判所の第一審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す
欠席判決に對しては期日を懈怠したる者より控訴を以て不服の申立を爲すを得ざるを
原則とすれども故障を許さるる欠席判決に對しては懈怠なるりしことを理由とする
きに限り控訴を以て不服の申立を爲すを得べし然れども控訴期間の経過したるか又は
控訴を爲し得る判決の送達前には之を爲すも其効を生ぜず

控訴期間○控訴期間は一月より此期間は不變期間にして長短することを得ず其起算
は判決の送達ありたる日より始まる

控訴狀○此控訴狀には第一控訴せらるる判決の表示、第二此判決に對して控訴を爲す
旨の陳述を具へ其他準備書面に關する一般の規定に從ひて之を作り且つ判決に對し如
何なる程度に於て不服なるや及判決に付き如何なる變更を爲すべきやの申立を記載し
若し新に主張せんとする事實及び證據方法あるときは其新なる事實及び證據方法を掲
ぐることを要す

答辨書○答辨書の準備書面に關する一般の規定に從ひて之を作り且つ被控訴人の一定
の申立及其主張せんとする新なる事實及證據方法を掲ぐるを要す

附帶控訴の利益○己れに對して起されたる控訴に附て更に起す所の控訴之を附帶控訴
と云ふ此控訴を起すの利益は數ヶあり第一控訴期間を経過するの又は控訴の權利を抛
棄せるときには控訴を起すことを得ざるものなれども此附帶控訴の方法に依るときは
之を爲すを得第二は主たる控訴のみなるときは控訴裁判所は其控訴者の不利益に判決
を爲すこと能はざれども附帶控訴の起るときは其附帶控訴の方法にて前裁判に對する
不服の申立ありたる部分に限り主たる控訴者の不利なる裁判を爲さしむるを得へし第

三には主たる扣訴のみあるときは第一審裁判中扣訴人より訴へたる部分にあらざれば之を覆審せしむること能はざれども附帶扣訴をなすとき及附帶扣訴の方法にて攻撃を爲せる部分をも更に審判せしむることを得べし

附帶扣訴を起す場合○被扣訴人の自己の扣訴を抛棄したるとき又は扣訴期間の経過したるときと雖も主たる扣訴の繫屬しある間は附帶扣訴を爲すを得へ之然れども欠席判決に對しては附帶扣訴の方法を以てするも不服の申立を爲すを得ず然れども故障を爲すことを許さざる欠席判決に對しては懈怠なりしことを理由とするときに限り之を爲すを得

口頭辨論○當事者は扣訴の申立及び不服を申立てられたる裁判の當否を明了ならしむる爲め必要な限りは口頭辨論の際第一審に於ける辨論の結果を陳述すべし
扣訴人が口頭辨論の期日に出頭せざるときは出頭したる被扣訴人の申立に依り欠席判決を以て扣訴の棄却を言渡さるべし

攻撃又は防禦方法の提出○當事者は第一審に主張せし攻撃防禦の方法は固より第一審に之を主張せざりしもの殊に断なる事實及び證據方法と雖も之を提出するを得
事實又は證書に付き第一審に於て爲さざりし陳述又は拒みたる陳述は第二審に於て之

を爲すを得へし

第二節 上告

上告とは第二審に於て爲したる裁判の法律に違背するものなることを理由として攻撃する一方方法なり此手續は地方裁判所の第一審の訴訟手續を準用せらる

上告する判決○地方裁判所及扣訴院の第二審に於て爲したる終局判決は之に對して上告を爲すを得べし而して終局判決前に爲したる裁判と雖も民事訴訟法に於て不服の申立を爲すを禁じ又は抗告を以て不服を申立つることを得る場合を除くの外は亦上告裁判所の判決を受く

上告に要する理由○攻撃する所の裁判が法律に違背せるものなることを理由とするときにあらざれば上告を爲すこと能はず○法則を適用せず又は不當に適用したるとき之を法律に違背したるものとし而して下に掲ぐる場合に於ては其裁判を常に法律に違背せるものとす

第一○規定に循ひ判決裁判所を構成せざりし時刻へば制規の判事合議にて裁判を爲す可き場合に其規定に違ひて裁判を爲したる如きを云ふなり○第二法律に依り職務の執行より除斥せられたる判事が裁判に參與したるとき○第三判事が忌避せられ且つ忌避

の申請を理由ありと認めたるに拘はらず裁判に參與したるとき○第四裁判所が其管轄又は管轄違を不當に認めたるとき○第五訴訟手續に於て原告若しくは被告が法律の規定に従ひ代理せられざりしとき○第六訴訟手續の公行に付ての規定に違背したる口頭辨論に基き裁判を爲したるとき○第七裁判に理由を付せざるとき

管轄裁判所は上告に付ては通例は大審院なり然れども區裁判所の判決に對する扣訴に付き爲したる地方裁判所の判決に對するときは上告せらるべき裁判を爲したる地方裁判所の所在地を管轄する扣訴院あり

上告期間○上告期間は一月あり此期間は不變にして長短すへからず起算は判決の送達ありたるより始まる故に判決送達の以前に起したる上告は無効なり

提起及上告狀○上告の提起は上告狀を作り之を上告裁判所へ差出して爲す上告狀には上告せらるべき判決の表示と此判決に對て上告を爲す旨の陳述を掲げ其他は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り特に判決に對し如何なる程度に於て不服なるや及び判決に付き如何なる程度に於て破毀を爲すべきやの申立を掲げ且つ法則を適用せし若しくは不當に適用したることを上告の理由とするときは其法則の表示又は訴訟手續に付ての規定に違背したることを上告の理由とするときは其欠席を明にする事實の表示又は法律に違背して事實を確定し若しくは違脱し若しくは提出したりと看做したることを上告の理由とするときは其事實を表示するを要す(書式第四十二號參觀)

附帶上告○之を爲すの利益は附帶控訴を爲すの利益に同じく而して之に付ての事の附帶控訴の規定を準用するものとす○附帶上告は答辯書の中に記載して之を爲すを得へし又別に書面を以て之を爲すを得へし(書式第四十三號參看)

破毀後の審判○當事者の破毀せられたる判決の以前に於ける口頭辨論に當り提出することを得べかりし事項を新口頭辨論に際し提出するの權利を有す

控訴の規則の準用○左の諸件に關する控訴の規定は上告に之を準用す

第一○缺席判決に對する不服の申立○第二控訴の取下○第三當事者の双方より控訴を起したる場合に於ける訴訟手續及控訴と故障とを同時に爲したる時の訴訟手續○第四口頭辨論の延期○第五口頭辨論の際に於ける當事者の演述○第六妨訴の抗辨に付ての辨論○第七控訴を起したる者の不利益と爲る裁判を爲すへからざることを等に關する控訴(上告にては原裁判所の判決より不利益の裁判を爲さず若し判決が不當なりと認めるときは原裁判を他の同等なる裁判所に移すに止まるものなり)

第三節 抗 告

抗告は訴訟當事者が訴訟手續に従ひて爲したる申請を口頭辨論を経ずして却下したるとき其他本邦中に特に抗告を爲すを許したる裁判に對して不服を申立つを云ふ此抗告を裁判する裁判所は原裁判所の上級裁判所なりとす然れども受命判事若しくは受託判事の爲せる裁判又は裁判所書記の爲したる處分の變更を求むるときは先づ受訴裁判所よ之を訴へて裁判を求め而して其目的を達せざりしときはに抗告は此裁判に對して之を爲すへきものとす(上級裁判所とは原裁判所より一級上なる裁判所を云ふなり)

抗告を爲す方法○抗告は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長の屬する裁判所に抗告狀(書式第四十四號參看)を差出して之を爲す然れども訴訟が區裁判所に繫屬し若しくは嘗て繫屬したるとき又は証人、鑑定人より若しくは證書を提出せる義務ありと言渡を受けたる第三者より抗告を爲すときは口頭を以て之を爲すを得
抗告の理由とする所の抗告は新なる事實及び證據方法を以て理由となすことを得

第四節 即時抗告

即時抗告は七日の期間内に之を爲さるべからず此期間は判決の送達より始まる者なりと雖も欠席判決の申立を却下する決定に對する即時抗告、利害關係人が競落の許否に付ての決定に對する即時抗告及除權判決の申立を却下する決定又は除權判決に付し

たる制限若しくは留保を對して爲す即時抗告の三ヶの場合に於ては判決の言渡より始まる但し抗告に付ての不變期間が経過し了るも再審の訴を爲すに必要ある條件のあるときは其再審の訴の爲めに定めたる期間内は抗告を爲すを得

即時抗告も亦純然たる抗告の如く急を要する場合に限り直ちに抗告を爲すことを得るも急迫ならざる場合に抗告を直ちに抗告裁判所へ提出し抗告を爲すに付ての七日の不變期間を其中に経過するときは之を爲すことを得ざるは通例なり

抗告することを得る場合○即時抗告は民事訴訟法に於て之を爲し得る旨を明かに規定しある場合に限り之を爲すを得然れども受命判事若しくは受託判事の裁判又は裁判所書記の爲せる處分の變更を求むるときは抗告を爲す爲めに定められたる方法を以て七日の不變期間内に受訴裁判所の裁判を求むべし

第十二章 再 審

此再審を爲すは不服を申立られたる裁判を爲したる處の裁判所の管轄を屬するものと又同一事を上級下級の兩裁判所に一部つゝあるときは上級裁判所に再審するものを云ふ再審を求め得る訴訟○確定の終局判決を以て終結したる訴訟は取消の訴又は原狀回復の訴に因て之を再審することを得若し當事者の双方より此兩訴を起せるときは原狀

回復の訴に付ての辨論及裁判は之を取消の訴に付ての裁判が確定するまで之を中止すべし者として又下に掲ぐる場合に於ては原状回復の訴に因り再審を求むるを得

第一刑法に掲げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關し犯したる判事が裁判に參與したりしとき○第二原告若しくは被告の法律上代理人若しくは訴訟代理人又は相手方若しくは其法律上代理人若しくは訴訟代理人が罰せらるべき行為を訴訟に關して爲したるとき○第三判決の憑據と爲したる証書が偽造又は變造なりしとき○第四証人若しくは鑑定人が供述に因り又は通事が判決の憑據と爲りたる通譯に因り偽証の罪を犯したるとき○第五判決の憑據と爲りたる刑事上の判決が他の確定と爲りたる刑事上の判決を以て廢棄若しくは破毀せられたりしとき○第六原告若しくは被告が同一の事件に付ての判決に於て前に確定と爲りたる者を發見し其判決が不服を申立てられたる判決と相抵觸するるとき○第七相手方若しくは第三者の所爲に依り以前に提出することを得ざりし証書にして原告若しくは被告の利益と爲るべき裁判を爲すに至らしむべきものを發見したるとき是れなり然れども此第一乃至第四の場合に其罰せらるべき行為に付ての判決が確定と爲りたるるとき又は証據欠缺なる理由を以て刑事訴訟手續の開始若しくは實行を爲し得ざりしときに限り再審を求むることを得るあり

管轄裁判所○再審を求むる訴は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所の管轄に屬す若し同一の事件に付き一分は下級裁判所又一分は上級の裁判所に於て爲したる數々の判決に對する訴は上級の裁判所の管轄に屬す

督促手續に依りて區裁判所の發したる執行命令に對し再審を求むる訴は其命令を發したる區裁判所の管轄に屬するも其請求が區裁判所の管轄に屬せざるときは請求に付ての管轄裁判所の管轄に限るものとす

訴狀提起の期間○訴は一ヶ月の不變期間内に之を爲さるべからず此期間は原告若しくは被告が不服の理由を知りたる日より經過を始む然れども若し原告若しくは被告が判決の確定以前之を知るときは其經過は判決の確定より始まる而して原告若しくは被告が不服の理由を知ると知らざるときに拘はらず判決確定の日より起算して五ヶ年の満了後に至るときは訴を起すを得ざるものとす併し取消の訴に因り再審を求め得る第四の場合に於ては訴の提起の期間原告若しくは被告又は其法律上代理人が送達に因り判決ありたることを知りたる日より始まる

訴狀○訴狀は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且つ不服の理由の表示此の理由及不變期間の遵守を明白ならしむる事實に付ての証據方法又如何なる程度に於

て不服を申立てられたる判決を廢棄若しくは破毀すべきやの申立又本案に付き更に如何なる裁判を爲すべきやの申立をも掲ぐべし尙此他取消又は原狀回復の訴を受くる判決の表示及び取消又は原狀回復の訴を起す旨の陳述を爲さるへからず

第十三章 強制執行

第二節 強制執行を求め得る原由

強制執行は通常控訴上告を終へ若しくは其期限を経過し判決が確定動かしへからざるものと爲りたるるとき又は假執行の宣告を付したるとき之を行ふなり此強制執行を求め得る原由には左の場合あるものとす

- 一 執行し得べき判決
- 二 抗告を以て不服のみ不服を申立つるを得る裁判
- 三 執行命令○此命令には其命令を發したる後に債權者又は債務者に於て承繼ある場合のみ執行文を附記するを要す
- 四 訴の提起後、受訴裁判所に於て又は受命判事若しくは受託判事の面前に於て爲したる和解
- 五 和解手續第三百五十八條に依り人を區裁判所へ呼出し此處にて爲したる和解

六 公証人が其權限内に於て成規の方法に依り作りたる証書、但一定の金額の支拂又は他の代替物若しくは有價証券の一定の數量の給付を以て目的とする請求に付き作りたる証書にして直ちに強制執行を受く可き旨を記載したる者に限る、請求に關する異議は異議を主張することを要する口頭辨論の終結前に其原因を生じ且つ故障を以て之を主張することを得し時と雖も尙は之を主張することを得

第二節 強制執行を求め得る判決

確定せる終局判決と假執行の宣告を付し在る終局判決は皆な強制執行を求むるが爲めに執行文の付與を請ふを得べし

判決の確定は欠席判決に付ては故障申立期間の經過前又對審判決の場合に於ては上訴期間の満了する迄確定せず而して故障若しくは上訴を其期間内に申立て若しくは提起するときは判決の確定を遮斷するが故に判決の確定は故障の申立又は上訴の提起等あることなしに故障若しくは上訴の期間を経過し了らざるへからず

第三節 職權上の假執行

下に掲ぐる五ヶの判決に付ては受訴裁判所は職權を以て假執行の宣言を爲すべし

第一 認諾に基き敗訴を言渡す判決○第二証書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡す判決

○第三同一審に於て同一の原告若しくは被告に對し本案に付き言渡したる第一又は其後の欠席判決○第四假差押又ハ假處分を取消す判決○第五養料を支拂ふ義務を言渡す判決但し訴の提起後の時間及其提起する前最後の三ヶ月の爲め支拂ふべきものなるに限り

右の場合の外強制執行停止命令の申請を爲して其停止命令を受け有体動産差押解除の訴を爲したる後審理を受け判決前には原告は強制執行停止命令を認可あらんことを申請し其被告は強制執行停止命令を取消されんことを申請するものなり是れ債務者が判決の確定と爲る前に判決を執行せば回復することを得ざる損害を受へきことを疏明するときは其申立に因り裁判所の判決を假に執行すへからざることを宣言を爲すものなり

第四節 申立に因り假執行の宣言

下に記する六ヶの場合に於ては裁判所は申立に因り假執行の宣言を爲すべし故に口頭辨論終結前に其申立を爲すべし

第一 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據、若しくは修繕に關し又は賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟

第二 占有のみに係る訴訟

第三 雇主と雇人との間に期限一ヶ年以下の契約を關り起りたる訴訟

第四 下に掲げたる事項を付し旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(イ) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物物の運送料

(ロ) 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物、金錢又は有價物

第五 其他財産上の請求に關する金額又は價額に於て二十圓を超過せざる訴訟(物の價額の算定に付ては訴訟の管轄を定むるに付し訴訟物の價を定むると同じ方法に依る)

第六 右の外財産權上の請求に關する判決に限り債權者に於て(イ)執行の前に保証を立てんと申出づるか又は(ロ)判決の確定と爲る迄執行を中止するときは償ひ難き損害又は計り難き損害を受へきことを疏明するときは

然れども債務者が判決の確定と爲る前に判決を執行せば回復することを得ざる損害を受へきことを疏明したるときは其申立に因り債權者の假執行の宣言を附すべく爲の

申立之を却下するの宣言を爲すべし總て如何なる場合に於ても裁判所は債務者の申立に因り債權者豫め保証を立つるときは假執行を爲し得べき旨を宣言せるを得へし尤何れの場合に於ても訴訟目的物が二十圓以上の時に在り何となれば二十圓以下なれば只申立あるときは當然假執行を宣言せらるればなり

又債務者に於ては假執行の宣言は不利なれば左の申立を爲すことを得べし

- 一 原告が保証を立てざれば假執行を爲すべからずとの言渡あらんことを
 - 一 自分自ら金錢を供託して假執行を免れんことを
- 言渡ありたしと申立つることを得べし

第五節 執行文及其附與并に附與に付ての異議

確定したる判決を有するも又假執行を許すの宣言を附しある判決を有するも執行文の附與あるときは其執行を爲すこと能はざるが故に法律が之を要せざることを規定し置ける場合の外は如何なる判決も執行に係らんとするには皆執行文の附與を求めざるべからず

執行文附與の異議○執行文の附與に對し債務者が異議を申立てたるときは其執行文を附與したる裁判所の書記の勤務し居る裁判所之を裁判す

第六節 執行手續に付ての異議

債務者の異議○判決は因りて確定したる請求に關する債務者の異議は訴を以て第一審の受訴裁判所に主張するを要す此異議は民事訴訟法の規定に従ひ遅くとも異議を主張することを要する口頭辨論の終結後に其原因を生じ且つ故障を以て之を主張することを得ざるに限り之を許す若し債務者に於て數々の異議を有するときは債務者は同時に之を主張せざるべからず

執行文の附與を得んが爲めには判決の執行が其旨趣に従ひ債權者の証明すべき事實の到來に繋るときは債權者は公正証書を以て其到來を証明せざるべからずして又判決の執行は判決に表示したる債權者の承繼人の爲めに爲し又は判決を表示したる債務者の一般の承繼人に對し爲すべきにして其承繼が裁判所に於て明白ならざるときは其承繼人は証明書を以て之を証明せざるべからず此等の場合に於て債務者が執行文附與の際に証明したりと認めたる事實の到來にして此に因り判決の執行を爲し得べき者を争ひ又は認めたる承繼を争ふときは亦此審判方法を準用す

第三者の異議及其審判○第三者が強制執行の目的に付き所有權を主張し其他目的物の讓渡若くは引渡を妨ぐる權利を主張するときは訴を以て債權者に對し其強制執行に對

する異議を主張し又債務者に於て其異議を正當なりとせざる時は債権者及債務者に對して之を主張とべし

訴を債権者及び債務者に對して起すときは債権者と債務者を共同被告と爲す此訴は執行裁判所の管轄に屬するも若し訴訟物が區裁判所の管轄に屬せざる時は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に於て管轄す

強制執行の停止及び既に爲したる執行處分の取消に付ては前項債務者の異議に對する裁判の場合と異なることなきも執行處分の取消又は保証を立てしめずして之を爲すことを得

保証及供託○原告若くは被告に保証を立つる義務あり若くは保証を立て又は供託を爲すことを得る場合に於ては原告若くは被告は其普通裁判所に保証を立て又は供託を爲すを得

若し保証を立て又は供託を爲せるときは其之を爲されたる區裁判所又は執行裁判所は求めに因り其證明書を附せざるべからず

第十四章 強制執行の種類方法

第一節 動産に對する強制執行

動産に對する強制執行は其債権者の目的物なる動産を差押へて執行するなり然れども是には制限あり即ち執行力ある正本に記載したる金高及強制執行の費用を償ふ爲めに必要なるもの、外の差押ふること能はざるなり又差押へたる物品を賣却して金子に換ふるも其執行の費用を償ふて殘金ある見込なきときは之を爲すことを得ず
可差押物に擔保權あるとき○第三者が差押を受くべき物に付き物上に擔保權を有するも差押を爲すことを妨ぐる能はざれども併し其第三者は強制執行に對し第三者が唱ふる所の異議を唱へ以て其賣得金に付き第一番の辨濟を請求するを得べし此場合に於て請求の爲め主張したる事情が法律上理由ありと見ゆ且つ事實上の点に付き疏明ありたるときは裁判所は賣得金の供託を命ずべきものとす(物上擔保權とは例へば物品を書入に爲えたるときは其借金を返すまでは債権者が所有者に之を自由に處分せしめざるが如き權利を云ふ)

第二節 有体動産に對する強制執行

不可差押物件 第一衣服、寢具、家具及厨具但し此等の物が其家族の爲めに欠くべからざるに限り○第二 債務者及其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭○第三 職工 勞役者及穩婆に在ては其營業上欠くべからざる者○第四 農業者に在ては

其農業上欠く可からざる農具家畜肥料及び次の收穫迄農業を續行する爲め欠くへからざる農産物○第五 文武の官吏神職僧侶公立私立の教育場教師に在てて職務上の収入又は恩給の差押を受けざる金額但し差押より次期の俸給又は恩給の支拂迄の日數に應じて之を計算す○第七 藥舖に在りての調劑を爲す爲め欠く可からざる器具及藥品○第八 勳章及び名譽の証標○第九 實印其他職業に必要なる印○第十 神体佛像其他禮拜の用に供する物○第十一 系譜○第十二 債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に關する者及債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本○第十三 債務者及び其家族が學校に於て使用に供せる書籍は之を差押ふること能はず故に若し之を差押へたるときは異議の申立を爲すべし又其場に於て認諾せざるべし然れども若し債務者が承諾を爲すときは第三乃至第八の諸物を除くの外は之を差押ふるを得べし或時間不可差押者○果實は未だ地より離れざる前と雖も之を差押ふるを得るも通常の成熟時期の前一ヶ月内に非されば則ち之を爲すこと能はず又蠶は其多分が繭を成造る爲め揚り蠶と爲りたる後に非されば之を差押ふるを得ず

第三節 債權及他の財産權に對する強制執行

不可差押債權○下に掲げたる債權は之を差押ふるを得ず即ち第一法律上の養料○第

二 債務者が義捐建設所より又は第三者の慈善に因り受くる繼續の収入但し債務者及其家族の生活の爲め必要なる者に限る○第三 下士及兵卒の給料并に其遺族の扶助料○第四 出陣の軍隊又ハ役務に服したる軍艦の乗込員に關する軍人軍屬の職務上の収入○第五 文武の官吏、神職、僧侶及公立、私立の教育場教師の職務上の収入、恩給及其遺族の扶助料○第六 職工勞役者又は雇人が其勞力又は役務の爲めに受くる報酬是れなり以上の債權は不可差押者なりと雖も第一第五第六の場合に於て職務上の収入、恩給其他の収入が一ヶ年間に三百圓を超過するときは其超過額の半額は之を差押ふることを得るものとす

右不可差押ものを債務者の承諾なく差押へたるときは債務者は之を認諾せざる旨を以てし且つ裁判所へ異議を申立つべし

第四節 不動産に對する強制執行

執行方法○不動産に對する強制執行の方法は二あり強制競賣、強制管理即ち是れなり債權者は自己の撰擇に依り此中唯一ヶの方法を以て又は二ヶの方法を併せて行はしむるを得べし而して強制管理は假差押の執行の爲めにも亦之を爲す
管轄裁判所○不動産に對する強制執行は其不動産所在地の區裁判所、執行裁判所とし

て之を管轄す若し其不動産が區裁判所の管轄區内に散在するときは管轄裁判所の指定を求めざるへからず(訴訟法第二十六條を見よ)

強制執行○強制執行は申立に因りて裁判所之を爲す

強制競賣の申立に具すべき要件○強制競賣の申立には下の諸件を具備せざるへからず

第一 債権者○債務者及裁判所の表示○第二不動産の表示○第三競賣の原因たる一定の債権及び其執行し得べき一定の債務名義即ち是れなり

申立に添ふべき証書申立に添付すべき証書は下の如し

第一 執行力ある正本○第二 登記簿に債務者の所有として登記したる不動産に付て

之債務者の所有たるべきことを証すべき証書○第四 地所に付ては國郡市町村、字、番

地、地目反別若くは坪數土地臺帳又登録したる地價及其地所に付き納むべき一ケ年の

租税其他の公課を証すべき証書○第五 建物に付ては國郡市町村、字、番地、構造の種

類、建坪及二建物に付き納むべき一ケ年の公課を証すべき証書○第六 地所、建物に

付き賃貸借ある場合に於ては其期間并に借賃を証す可き証書是れなり

申立を爲す者は第二第三及び第四の要件に付ては債権者は公簿を主管する官廳に其証

明書を求むることを得第四及第五の要件を証明すること能はざるときは債権者は競賣

申立の際に其取調を執行裁判所に申請するを得べし但し此場合に於ては裁判所は執達吏をして其取調を爲さしむ

強制管理の爲め既に不動産を差押へたる場合に於て其執行記録に右第一乃至第五の要件を記載したるものあるときは其証書は之を添付するに及ばず

第三者に對する差押の効○權利を取得する第三者其取得の際に差押又は競賣の申立ありたることを知りたるときは差押の効力に對して其善意ありしことを主張するを得ず

若し不動産が差押の原因たる債権の爲め義務を負擔するときは差押後所有の移轉したる場合に限り新所有者其取得の際に差押又は競賣の申立ありたることを知らざるときと雖も競賣手續を續行すべし

競賣競落に付て保証の申出○利害關係人は或る競買人より保証を立てしめんことの申立を爲すを得此申立ありたるときは競買人が保証として競買價額十分の一に當る金額

を現金又は有價証券を以て直ちに執達吏に預くるに非ざれば其競買は之を爲すを許さず此保証を立てしめんとする申立は競買價額の申出ありたる後直に之を述べることと要

す併し一度之を爲せるときは其申立は同一なる競買人の其後の競賣に付ても亦効力を有す

第五節 競落の許可に付ての異議

利害關係人の陳述○裁判所は競落期日に出頭したる利害關係人又競落の許可に付き陳述を爲さしめざる可からず

異議申立期間○競落の許可に付ての異議の期日の終に至るまで之を申立つ可し既に申立てたる異議に對する陳述に付ても亦同じ

異議の基くべき理由○競落の許可に付ての異議は下に掲ぐる理由に基かざるべからず
第一 強制執行の許可可らざると又は執行を續行すへからざる事 第二 最高價競

買人賣買契約を取結び若くは其不動産を取得する能力なき事 第三 法律上の賣却條件は牴觸して競買を爲したると又は總ての利害關係人の合意を得ずして法律上の賣却條件を變更したる事 第四 競賣期日の公告に其具すべき要件の記載なき事 第五

競賣期日の公告は法律上規定したる方法に因て之を爲さざる事 第六 競賣期日の公告と競賣期日との間には十四日の期間を存せざりし事 第七 民事訴訟法第六百六十

五條第二項及第六百六十六條第一項の規定に違へる事 第八 利害關係人が競買人に保証を立てしむることの申立を爲せるに保証を立てしめず其競買人を最高價競買人

なりと呼上げたる事即ち是なり然れども他の利害關係人の權利に關する理由に基て

の異議は之を爲すを許さず

競落許可の決定に對する抗告○利害關係人は競落許可の決定に因り損失を被むる可き場合に於ては其決定に對しては即時抗告を爲すことを得

競落を許すべき理由なきこと又は決定に掲げたる以外の條件を以て許す可きことを主張する競落人又は競落を求め之を許す可きことを主張する競買人も亦同じ併し此場合に於ては競落を求めたる競買人は其申出たる價額に付き拘束せらるゝものとす

此等の抗告は何れも皆執行を停止する効力を有と競落を許さざる決定に對する抗告は民事訴訟法に掲ぐる總ての不許の原因なきことを理由とするときに限り之を爲すを得

○競落を許したる決定に對する抗告は民事訴訟法に掲ぐる競落の許可に對する異議の原因の一を理由とするとき又は競落決定が競落期日の調書の旨趣に牴觸したることを理由とするときに限り之を爲すを得るものとす

第六節 船舶に對する強制執行

商船其他の海船に對する強制執行は事物の性質に因りて差異の顯るゝとき又は別段の手續を設けざる限りは凡て不動産の強制競賣に關する規定に従ひて之を爲す

管轄裁判所○船舶の強制競賣に付ては船舶が差押の當時碇泊する港の區裁判所を以て

管轄裁判所と爲す

強制執行申立に添ふべき証書○強制競賣の申立には下の証書を添付すべし

第一 債務者が所有者なる場合に於ては其所有者として船舶を占有すること又船長なる場合に於ては船長として船舶を指揮することを疎明するに足るべき証書○第二船舶が船舶登記簿に登記ある場合に於ては其船舶に關する有効なる各登記事項を包含したる登記簿の抄本
債權者の公簿を主管たる官廳が遠隔の地に在るときは右第二の抄本の求あらんことを執行裁判所に申立つることを得

差押の登記を要せざる場合○外國の船舶を差押へたるときは又の登記簿に登記せざる船舶を差押へたるときは登記簿に記入すべき手續に關する規定は之を適用せず

第七節 船舶の股分に對する強制執行

股分とは船舶を共有する場合に於て所有の部分を云ふ猶持分といふがごとし船舶の股分に對する強制執行に付ては訴訟法第六百二十五條の規定を準用す
管轄裁判所○船舶の股分に對する強制執行に付ては定繋港の區裁判所之を管轄す
差押命令の申請に添ふべき書類○債權者は差押命令の申請に債務者が船舶の股分に付

き所有權を有することを証すべき船舶登記簿の抄本又は信用すべき證明書を添付すべし

第八節 金錢の支拂を目的とせざる債權に付ての強制執行

動産の執行方法 債務者が特定の動産(或る定りたる物品)又は代替物の一定の數量の引渡を爲すべきときは執達吏は之を債務者より取上げて債權者に引渡すべし
不動産の執行方法○債務者が不動産又は人の住居する船舶(船舶は法律之を不動産と看做す)を引渡し又は明渡す可きときは執達吏は債務者の占有を解き債權者に其占有を得せしむべし此強制執行は債權者又は其代理人が受取の爲め出頭したるときに限り之を爲すことを得
可引渡者が第三者の手に存する時の執行○若し引渡すべき物が第三者の手中に存するときは債務者の引渡の請求は申立に因り金錢債權の差押に關する規定に従ひて之を債權者に轉付すべし

第十五章 將來に爲すべき強制執行を確實ならしむる方法

第一節 仮差押

假差押とは金錢に關する請求若しくは金錢に關する請求に變ずるを得べき請求の爲めに

動産若くは不動産の將來に屬する執行を確實ならしむるが爲めに爲す所の保全處分なり

差押は執行を爲すことを得へき場合に至らざれば之を爲すべからざるものあるも強て之は従はしむるときは債權者は損害を受くることあれば此損害を受けざる機豫防の爲め之を許したるものなり何となれば債務者に於て或は財産を藏匿し或は浪費し或は逃亡を爲し以て權利の執行を爲すことを得ざらしむるに至る恐れあれば故に債權者は債務者に於て斯かる舉動のあることを氣附しならば此保全處分を爲して其權利の擁護を爲さるへからず依て期限の至らざる前に在ても之を爲すことを得へきなり

第一款 申請及裁判

仮差押を爲すことを得る債權○仮差押は金錢の債權又は金錢の債權に換ふることを得べき請求に付き動産又は不動産に對する強制執行を保全する爲め之を爲すことを得此差押方法は期限の至らざる請求に付ても亦之を爲すことを得此差押は之を爲されば判決の執行を爲すこと能はず又は判決の執行を爲す者に別段困難を生ずる恐ある時
管轄裁判所○仮差押の命令は仮に差押ふべき物の所在地を管轄する區裁判所又は本案

の管轄裁判所之を管轄す

申請 假差押の申請に因りて之を爲す申請には左の諸件を掲ぐへし

第一 請求の表示若し其請求が一定の金額に係らざるるときは其價額○第二 假差押の理由たる事實の表示を掲げ且つ請求及假差押の理由は之を説明す可し申請は書面又は口頭にて之を爲すを得るなり

申請の裁判○假差押の申請に付ての裁判は口頭辨論を経ずして之を爲すを得
請求又は假差押の理由を説明せざるるときは雖も仮差押に因り債務者に生ずべき損害の爲め債權者が裁判所の自由なる意見を以て定むる保証を立てたるときは裁判所は假に差押を命ずることを得

又請求及假差押の理由を説明したるときは雖も裁判所は保証を立てしめ假差押を命ずることを得保証を立てたるときは其保証を立てたること及び如何なる方法を以て之を立てたることを假差押の命令に記載すべし
異議の申立及其効○債務者は仮差押の決定に對して異議の申立を爲すを得此異議に付ては假差押の取消又は變更を申立つる理由を開示すべし異議の申立は假差押の執行を停止せず

起訴前に爲す假差押 本案の未だ繫屬せざる時は假差押裁判所は債務者の申立に因り口頭辨論を経ずして相當に定むる期間内に訴を起すべきことを債務者に命ずべし若し此期間を徒らに経過したる後之債務者の申立に因り終局判決を以て假差押を取消すべし

債務者の取消申立権 ○債務者は假差押の理由消滅し其他事情の變更したるとき又は裁判所の自由なる意見を以て定む可き保証を立てんどの提供を爲したるときは假差押を一旦認可したる後と雖も假差押の取消を申立つることを得るなり

取消申立の裁判 ○債務者が假差押の取消を申立てたる時は裁判所は終局判決を以て之を裁判す其裁判は假差押を命じたる裁判所又は本案の裁判に着手したるときは本案の裁判所之を爲す

第二款 執行

假差押の命令 ○假差押の命令には其命令を發したる後、債權者又は債務者に於て承継ある場合に限り執行文を附記することを要す假差押命令の執行は債務者に差押命令を送達する前と雖も之を爲すことを得るなり然れども若し命令を言渡し又は申立人に命令を送達したるより十四日の期間を徒らに経過るときは之を爲すことを許さず

第二節 假處分

假處分は假差押とは異なり金圓又は金圓に代ふるを得べき物品の給付を爲すべき義務の執行を確實にするに非ず例へば子女の引戻し、通行權、一定の請求權の移轉等或は一定の人、一定の物若くは一定の無形財産に關する債務の履行を確實にするにあれば假差押と同一に視るへからず

假處分は事の起りて後ち又は今や起らんとする直接の訴訟物件に關するものにして若し之を爲さざるときは訴訟物件に就て其の請求の實行を妨ぐるか或は又之を行ふに難ららしむるに至るの恐あるときに之を爲すもの

假處分を許す場合 ○係争物に關する假處分は現狀の變更に因り當事者一方の權利の實行を爲すこと能はず又は之を爲すに非常なる困難を生ずる恐あるときに之を許す此他假處分は争ある權利關係に付き假の地位を定むる爲にも亦之を爲すことを得

假處分の命令 ○假處分の命令は本案の管轄裁判所之を管轄す此裁判は至急を要する場合に於て口頭辨論を経ずして之を爲すことを得

假處分方法 ○裁判所は其意見を以て申立の目的を達するに必要なる處分を定む假處分は保管人を置き又は相手方に行爲を命じ若くは之を禁じ又は給付を命ずることを以て

之を爲すことを得

假處分を以て不動産を譲渡し又は抵當と爲すことを禁じたるときは裁判所は民事訴訟法第七百五十一條の規定に依りて登記簿に其禁止を記入せしむべし

取消○裁判所は假處分を許したる後は特別の事情あるときに限り保証を立てしめて其取消を爲すことを許す

急迫なる場合に許す假處分○急迫なる場合に於ては係争物の所在地を管轄する區裁判所は假處分の當否に付ての口頭辨論の爲め本案の管轄裁判所に相手方を呼出すべき申立の期間を假處分を命ずるを得るものとす此期間を謂れなく過ぐるるときは區裁判所は申立に因り其命じたる假處分を取消す可し

第十六章 訴訟上救助及び訴訟費用

第一節 訴訟上救助

何人を問はず自己及家族の必要なる生活を害するに非ざれば訴訟費用を出すこと能はざる者は訴訟上の救助を求むるを得るも之を許されんが爲めには其目的とする権利の伸暢又は防禦が輕忽ならず又見込なきものにあらざると見ゆる者に非ざれば之を許さず申請方法並附與○訴訟上の救助を得んと欲するものは之を得べく申請せざるへからず

此申請は訴訟の關係を表明し且つ證據方法を開示して其救助を求むる審級の裁判所に之を提出せしめし其の申請は口頭を以て之を爲すを得

原告若くは被告は申請を提出すると同時に管轄市町村長より發したる證書を出すべし其證書には原告若くは被告の身分、職業、財産並に家族の實況及其納むべき直税の額を開示して訴訟費用支拂の無資力を証すべし

訴訟上の救助各審級に於て各別に之を附與す第一審に於て訴訟上の救助を受けたるときは上級審に於ては無資力を証することを要せず而して相手方が上訴を提出したるときは上級審に於ては訴訟上の救助を求むる原告若くは被告の権利の伸張又は防禦の輕忽ならず又見込なきにあらざると見ゆるや否をも亦調査するを要せず

効果○訴訟上の救助を受けたる原告若くは被告の爲めに下の効力を生ず
第一 裁判費用を濟済することの假免除○第二 訴訟費用の保証を立つることの免除
○第三 送達及び執行行為を爲さしむる爲め一時無報酬にて執達吏の附添を求むる權利即ち是れなり

訴訟上の救助は此の如くに其効果を生ずと雖も然れども相手方に生じたる費用を辨濟するの義務即ち訴訟費用を其相手方に對して負担する義務は之を免かることを得ず

上訴の訴訟上の救助を附與し又は其取消を拒み若しくは費用追拂を命ずることを拒む決定に對しては檢事のみ抗告を爲すを得
辨護士の附添を命ずる決定に對しては上訴を爲すを得然れども訴訟上の救助を拒み若しくは取消又は辨護士の附添を拒み又は費用追拂を命ずる決定に對しては原告若しくは被告と抗告を爲すことを得

第二節 訴訟費用

費用の負擔者○費用の支辨者は必ずしも其負擔者にあらず其費用が裁判所の意見よ於て相當なる權利伸暢又は權利防禦に必要なりと認めらるゝときは訴訟に勝ちたる者の敗訴者に之を償はしむるを得べし

訴訟中に訴を取下げ請求を拋棄し又は相手方の請求を認諾する原告若しくは被告は敗訴の原被告と同視せらる當事者の各々一分は勝訴となり一分は敗訴となるときは其費用を相消し又は割合を以て之を分担すべし第一の場合に於ては各當事者は其支出したる費用を自ら負擔し他の一方は對し辨濟を請求することを得す然れども裁判所は相手方の要求が過分なるに非ず且つ別段の費用を生ぜざりしとき又ハ判事の意見、鑑定人の鑑定若しくは相互の計算に因り要求額を定むるにあらざれば容易に過分の要求を避くること

とを得ざりしときハ當事者の一方に訴訟費用の全部を負擔せしむるを得るなり
被告直ちに請求を認諾し且つ其作爲に因り訴を起すに至らしめたるに非ざれば訴訟費用は原告の勝訴と爲りたるに拘はらず其負擔と爲る
期日若しくは期間を怠り又は自己の過失に因り期日の變更、辨論の延期、辨論を續かす爲にそる期日の指定、期間の延長其他訴訟の遅延を生ぜしめたる原告若しくは被告は本案の勝訴者と爲りたるに拘はらず此が爲めに生じたる費用を負擔すべし
無益なる上訴又は取下げたる上訴の費用は之を提出したる原告若しくは被告の負擔と爲る○原告若しくは被告が前審に於て主張することを得べき事實又は攻撃若しくは防禦の方法を新に提出するに因り勝訴者と爲るときは裁判所は其原告若しくは被告に上訴費用の全部又は一部を負擔せしむることを得

第十七章 公示催告手續及ハ仲裁手續

第一節 公示催告手續

公示催告とは以前の公賣處分の如きに附て其判決を受けたるものに對し請求又は權利あるものは何月何日迄に申出づべしと裁判所より公告を掲示するを云ふ
之を爲し得る場合○請求又ハ權利の届出を爲さしむる爲めの裁判上の公示廣告は其届

出を爲さいるるときは失權を生ずる効力を以て法律に定めたる場合も限り之を爲すことを得るなり

管轄裁判所○公示催告の手續は區裁判所之を管轄す

申立及裁判○公示催告の申立は書面又は口頭を以て之を爲すことを得此申立に附ての裁判は口頭辨論を経ずして之を爲すことを得

届出期間○公示催告を官報又は公報に掲載したる日と公示催告期日との間は法律に別段の規定を設けざるるときは少くとも二ヶ月の時間を要す此期日の終りたる後と雖も除權判決前に届出を爲すときは適當なる時間之を爲したる者と見做す

申立人缺席の効○申立人が公示催告期日に出席せざるるときは其申立に因り新期日を定むべし此申立は公示催告期日より六ヶ月の期間内に限り之を許す

不服申立期間○不服申立の訴は一ヶ月の不變期間内に之を起すべし其期間は原告が除權判決を知りたる日より經過を始む然れども前項に掲げたる第四及第六の不服申立の理由の一に基き訴を起し且つ原告が右の日に其理由を知らざりし場合に於ては其期間は不服の理由の原告に知れたる日を以て始まる除權判決の言渡の日より起算して五年の満了後は此訴を起すを得ず

第二節 仲裁手續

仲裁とは既に訴訟にありたる原被の間の争ひの點に附き仲裁人を立て双方に仲裁を爲さしめ裁判官の判決を受けずして事済みと爲す手續なり

此手續に依ることを得る場合○仲裁人をして争の判断を爲さしむる合意は當事者が係争物に付き和解を爲す權利ある場合に限り其効力を有す

將來の争ひ關する仲裁契約は一定の權利關係及び其關係より生ずる争に關せざるるときは其効力を有せず

管轄裁判所○仲裁人を選定し若くは忌避すること、仲裁契約の消滅すること、仲裁手續を許す可からざること、仲裁判断を取消すこと又は執行判決を目的とする訴に付ては仲裁契約に指定めたる區裁判所又は地方裁判所之を管轄し其指定なきときは請求を裁判上主張する場合に於て管轄裁判所の數ヶあるときは當事者又は仲裁人が最初に關係せしめたる裁判所之を管轄す

仲裁人の撰定○仲裁契約に仲裁人の撰定に關する定めあるときは其定めによるも若し之なきときは當事者は各々一名の仲裁人を撰定するものとす

當事者の双方が仲裁人を撰定する權利を有するときは先に手續を爲す一方は書面を以

て相手方に其撰定したる仲裁人を指示し且つ七日の期間内に同一の手續を爲すべき旨を催告すべし若し相手の者が此期間を徒らに過ぐるときは管轄裁判所は先に手續を爲す一名の申立に因り仲裁人を選定す

仲裁人の忌避○當事者と判事を忌避する權利あると同一の理由及條件を以て仲裁人を忌避することを得此他仲裁契約を以て選定したるに非ざる仲裁人が其責務の履行を謂れなく遅延するときは亦之を忌避することを得

仲裁契約の失効○仲裁契約は當事者の合意を以て左の場合の爲め豫定を爲さざりしときは其効力を失ふ

第一 契約に於て一定の人を仲裁人を選定し其仲裁人中の者死亡し又は其他の理由に由りて欠缺し又は其職務の引受を拒み又は仲裁人の取結びたる契約を解き又は其責務の履行を不當に遅延したるとき 第二 仲裁人が其意見の可否同數なる旨を當事者に通知したるとき

訴訟狀書式

訴訟は凡べて一行二十字半枚十二字詰に認むべし用紙は別に明記してなきものは皆美濃紙を用ゆ若し一書類にして幾枚もあるものは之に表紙を附し綴りて一冊となし綴目に割印を爲すべし表紙には年月日書面の標目及提出者の姓名を記すべし

裁判所へ出頭するには其用向の何たるを問はず皆名刺を差出すべし今其書式を左に示す (用紙は半截せる半紙を用ふ)

民事部何年第何號	住所、、、、
御掛 判事 某殿	身分職業
何々請求事件何々	原告人 何 之 某
(出頭ノ理由)	
明治何年何月何日	

第一號 假住所撰定届書式(以下年月宛名ヲ略ス)

假住所御届	住所身分職業
	原(被)告人 何 某

私ヨリ何市何町何番屋敷何職何某ニ係ル（又ハ何市何町何番屋敷何某ヨリ私ニ係ル）何々事件ニ附キ今般何町何番屋敷何某方ヲ以テ私假住所ト相定メ候間此段及御届候也

第二號 管轄裁判所ノ申請文例

住所身分職業	何	某
申請人	何	某
管轄裁判所指定ノ申請	何	某
住所身分職業	何	某
相手方	何	某

申請人ハ此度相手方ニ對シ何々事件訴訟ヲ起シ度候處別紙附屬書第何號ニ証明スル如ク何々ノ理由有之（詳細ニ理由ヲ陳述スヘシ）候ニ附テハ何卒本件ニ於ケル相當ノ管轄裁判所御指定被成下度此段申請仕候也

第三號 代理人ニテ訴訟ヲ爲ス上申書

住所身分職業	何	某
上申書	何	某

何某親屬（雇人）

何 某

私ヨリ今般何町何番屋敷何某ニ係ル（又ハ何某ヨリ私ニ係ル）何々請求事件ニ於テ訴訟代理人ヲラシムル前記某ハ（若シ身分ノ証明ヲ要スル裁判所ナラハ別紙証明書ノ如クト書加ヘ証明書ヲ添ヘ）私親族ノ者（若シ雇人ナラハ、雇人ニシテ何年何月何日ヨリ雇入届済ノ者）ニ有之候ニ付キ此段上申候也

右書面ノ紙尾ニ本人ノ住所身分職業姓名ヲ記シテ代理人ト共ニ捺印スヘシ

第四號 貸金請求訴訟ノ訴狀

貸金請求書	何	某
請求金額	何	某
内譯	何	某
一金何十圓	何	某
元金高	何	某
利子	何	某

何年何月何日貸付
何年何月返済期限
何年何月ヨリ何年
何月迄何ヶ月間

事實

明治何年何月何日原告ハ被告ニ何十圓ヲ貸渡シタリ其返済期限ハ何年何月何日ナリ

右利子ハ何朱ノ割合ニシテ元金返済ノ時同時ニ受取ルヘキ約定ナリ然ルニ被告ハ何月何日即チ約定期限ヲ經過スルモ返済セズ

證據方法

右貸金ニ付証書アラバ此ニ之ヲ掲ケ其他證據アラバ掲クヘシ

申立

仍テハ被告チノ原告ニ其請求スル所ノ金額ヲ辨濟スル様御裁判被成下度願上候也(訴訟費用ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ被告ヨリ申受度候)

第五號 賣掛代金請求訴訟ノ訴狀

賣掛代金請求書

請求金額

一金何十圓

内譯

何々賣掛代金

何品賣掛代金

一金何圓
被告ハ何年何月何日原告ヨリ右品買取何月何日ニ此代金支拂フヘク約定ノ處何月何日ニ至ルモ其義務ヲ思サズ

證據方法

此ニハ契約書アレハ其契約書若シナケレハ物品受取書或ヒハ注文申込ノ書簡等其證據トナルベキモノヲ掲クヘシ

申立

就テハ被告ニ速ニ其支拂ヲ爲ス可キ様御審判被成下度願上候也
訴訟費用ハ制規ニヨリ被告ヨリ申受度候

第六號 物品引渡請求訴訟ノ訴狀

請求物件

一何々 何箇

一何々 何程

一何々 何石

事實

何年何月何日被告ハ原告ト賣買ノ契約ヲ爲シ何月何日右物品何處ニ於テ原告ニ引渡スヘキノ約ヲ結ヘリ原告ノ負ヘル代價ノ支拂期日ハ來ル何月何日ナリ然レトモ被告ハ未タ右請求ノ物品ヲ引渡サズ

證據方法

主張ヲ證明スル證據方法ヲ掲クベシ若シ證據數多クアラハ号ヲ以テ區別シテ順序正シク記スヘシ

申立

仍テ被告ハ原告ニ對シ其負ヘル義務ヲ履行シ速ニ物品ノ引渡ヲ了ル様御判決被成下度願上候也
訴訟費用ハ法律ノ規定ニ從ヒ被告ヨリ申受度候

第七号 家賃及家屋明渡請求訴狀

請求目的

- 一金何十圓也
- 家賃何ヶ月分滞高
- 一家屋明渡ノ事

原告ハ何年何月何日其所有ニ係ル何町何番屋敷ニ在ル家屋ヲ被告ヘ貸渡シタリ

家賃ハ一ヶ月何圓ニシテ毎月三十日受取ルヘク約定ノ處被告ハ右家屋ニ移リテヨリ僅ニ二ヶ月ノ家賃ヲ拂フタルノミ其後今月ニ至リ何ヶ月分前記ノ金額相滞リ候

證據方法

此ニハ其主張ヲ證明スル證據方法受取証ナドヲ掲クベシ

申立

就テハ被告ガ原告ニ對シテ前掲請求ノ通り其義務ヲ履行スル様御判決被成下度願上候也
訴訟費用ハ制規ノ額ヲ被告ヨリ申受度候

答辨書文例

答辨書は裁判所に納むべき者一通と原告の敷とに應ずる丈作るを要す而して此答辨書は何れも其冒頭は左の如くに認むへし

住所身分職業

被告人 何 某
何々請求訴訟ノ答辨書

原告人住所、身分、職業何ノ某ヨリ私へ係リ起セル何々請求ノ訴狀何年何月何日御送達ニ相成候ニ付テハ左ニ答辨仕候

第一 貸金請求訴訟ノ答書

事實

原告ノ請求スル金額ハ何年何月何日期限ニ先チ利子相添約束ノ通り同時ニ辨濟セリ

證據方法

其主張ヲ証明スル證據方法ヲ此ニ掲クヘシ

申立

就テハ原告ノ請求ヲ斥クル様御判決被成下度願上候也
訴訟費用ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ原告ヨリ申受度候也

第二 賣掛代金請求訴訟ノ答書

事實

被告ハ何年何月何日原告ヨリ原告ノ請求スル如ク何品買受タルニ相違ナキモ右代金ハ何月何日其代務人ナル某ニ渡シ殘額モ無之

證據方法

原告代務人ヨリ右買物代金受取証有之左ノ如シ

此ニ其受取書ノ文句ヲ記載スヘシ

申立

就テハ原告ニ敗訴ノ言渡被成下度願上候也
訴訟費用ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ原告ヨリ申受度候也

第八号 無訴權抗辨申立書

住所身分職業 原告 何 某
住所身分職業 被告 何 某

事實

右原告某ヨリ何々事件ニ付訴ヲ起シ候處該件タル何々（此處へ行政裁判所ノ關係タル事實ヲ記載スヘシ）ニシテ普通民事裁判所ノ御管

轄事件ニ無之候

証 據

証據書類アルトキハ其寫ヲ此處ニ掲クヘシ

申 立

依テ原告ノ訴訟ハ無訴權ノ抗辨トシテ申立候也
訴訟費用ハ成規ニ從ヒ原告ヨリ申受度候也

第九号 訴訟能力ノ欠缺(又ハ法律上代理ノ欠缺)ノ抗辨申立書

住所身分職業

原 告 何 某

住所身分職業

被 告 何 某

事 實

右原告ヨリ何々事件ニ付キ訴ヲ提出セシ處原告ハ本年本月何年何ケ月ニシテ未成年者ナレハ(原告ハ後見人又ハ管轄人無之)訴訟能力(法律上)代理ニ欠缺有之候

証 據

此處ニ原告ノ戶籍寫、市町村長ノ証明書ノ寫ヲ掲クヘシ

申 立

依テ法律ニ從ヒ本案答辨ノ防訴抗辨申立候也

第十号 主參加ヲ爲ス訴狀ノ書式

住所身分職業

主參加人 何 某

何々請求事件ニ對スル主參加ノ訴

住所身分職業

原 告 何 某

住所、、、、

被 告 何 某

請求ノ目的

右原被ノ間ニ諍ト爲リタル家屋全部引渡請求ノ事

事 實

原告某被告某トノ間ニ權利拘束トナリタル何市何町何番屋敷ニ建テ

アル家屋ハ何年何月何日迄原告ノ所有ニ屬シタルコトハ主參加第何号証ニ明示仕候如シ

右ノ家屋ハ主參加第何号証ノ示スガ如ク主參加人ニ於テ何年何月何日原告誰ヨリ之ヲ買受ケタルモ何月何日迄ハ其登記ヲ爲サズ被告ガ右ノ家屋ヲ原告ヨリ買受ケ主參加人ニ先チテ其登記ヲ爲セルコトハ事實ナルモ其買受ケタルハ原告ト主參加人トガ賣買ノ契約ヲ結了シタル後ニシテ而シテ被告ハ主參加人ガ該家屋ヲ原告ヨリ買受ケタルコト知リ居タルコトハ主參加第何号乃至第何号証ノ如シ

証據方法

主參加第何号

此處ニハ其主張スル處ノモノヲ証據ヲ類別シテ記載スヘシ

主參加第何号

此處ニモ前ノ如クニ其陳述ヲ証スルモノヲ掲クヘシ若シ同種類ノ証據ニシテ數ケアルトキハ第何号ノ甲、乙、丙ト區別シテ順次ニ之ヲ列記スルヲ要ス

中立

就テハ原告及ビ被告ヲシテ其ノ争フ所ノ家屋ヲ主參加人ニ引渡ス様御判決被成下度此段願上候也
訴訟費用ハ制規ニ循ヒ原被告兩造ヨリ申受候

第十一号 訴訟中止ノ申請文例

住所、、、身分職業

主參加人 何 某

住所、、、身分職業

原告人 何 某

住所、、、身分職業

被告人 何 某

右原被告兩造ノ間ニ訴訟スル當衙明治何年何月第何号何々請求事件ニ付キ今般主參加ノ訴訟起リ候ニ就テハ此主參加ノ訴訟ノ權利拘束ノ結了ニ至ル迄本訴訟ノ中止被成下度此段申請仕候也

第十二号 從參加申請書ノ文例

住所、、身分職業

申請人 何 某

何々訴訟ニ就キ從參加ノ申請

住所身分職業

原告人 何 某

住所身分職業

被告人 何 某

請求ノ目的

申請人何某ハ右原告及ビ被告ガ現ニ訴訟中ナル當何裁判所明治何年
第何号何々ノ事件ニ付キ原告(若クハ被告)ノ從參加人タルヲ申請
仕候也

事實

原被兩造ノ間ニ權利拘束ト爲リタル何市何町何番屋敷ニ在ル第何号
ノ土地ハ何年何月何日申請人ガ何市何町何番屋敷身分職業何某ヨリ
買受ケテ所有シ來リタルモノナルモ(參加第何号証)都合ニ依リ何年

何月何日右原告(被告)某ニ賣渡シタルモノ(參加第何号証)ニシテ申
請人ハ原告(被告)ノ敗訴ニ因リ担保ノ責ニ任セサルヘカシザル地位
ニ立ツモノナリ

證據方法

此處ニハ事實上主張シ陳述セル所ノモノニ必要ナル證據ヲ掲クヘシ

申立

依テ申請者ヲシテ右原告(被告)ノ從參加人トシテ原告(若クハ被告)
ノ補助ヲ爲サシメ被下度此段申請仕候也

第十三號 訴取下ケ申立書式

住所身分職業

原告人 何 某

明治何年何月何日私ヨリ何市何町何番屋敷何某へ係リ訴訟提出シタ
ル何々事件ハ此度都合有之取下仕度此段申立候也

第十四號 訴訟告知書ノ文例

住所身分職業

告知人 何 某

告知ノ趣意

住所身分職業
被告人 何 某

告知人ハ原告何某ヨリ何々事件ニ付キ出訴セラレ候處訴訟ノ目的タル物件ハ右被告人何某ヨリ借受ケ候モノニシテ告知人ハ被告人ノ名義ヲ以テ使用致居候ニ付テハ何某ヲ御呼出相成度候尤モ出頭陳述致候マデ自分ニ於テハ本案辨論ヲ拒ミ候間此段申立候也

第十五號 人証申出書式

住所身分職業

原告 何 某

私ヨリ何市何町何番屋敷何某ニ係リ起シタル何々事件ハ被告ガ原告ト此事件ニ付契約ヲ結ヒタルヤ否ヤハ本案事件ニ重要ノ点ニ相考候然ルニ何市何町何番屋敷何職何某ハ私ト被告トガ契約ヲ結ヒタル際現場ニ居合セ實見セルモノニ有之候間此者ニ依リテ請求ノ証明仕度候ニ付キ右何某ヲ証人トシテ御呼出被下度此段申立候也

第十六号 訴訟中止ノ申請書式

住所身分職業

原告 何 某

住所身分職業

被告 何 某

右當事者間ノ何々事件ニ付是迄ノ程度ニ及ヒ候處今般都合ニヨリ合意ノ上中止致候間此段連署ヲ以テ申立候也

第二例

住所身分職業

主參加人 何 某

同

原告人 何 某

同

被告人 何 某

右原被兩造ノ間ニ訴訟スル當裁判所明治何年第何号何々請求事件ニ

付キ此度主參加ノ訴訟起リ候ニ付テハ此主參加ノ訴訟ノ權利拘束ノ
終了ニ至ル迄本訴訟ノ中止被成下度此段申立候也

第十七號 証人不參屆書式

不參屆

住所身分職業
証人 何 某
私儀何年第何號ノ何某相手人某何々事件ニ証人トシテ御呼出ニ相成
候モ別紙診斷書(又ハ何々ノ事故ニテ出頭シ難キ旨ヲ陳フヘシ)ノ如
キ事由ニテ出廷仕兼候ニ付キ此段御届申上候也

第十八號 証書提出ノ命令申請書式

住所身分職業
原告 何 某
同 何 某
被告 何 某

右當事者間ノ當廳民事部何年第何號何々請求訴訟ニ於テハ原告ノ主

張スル何々事實ノ有無ハ本訴訟ニ取リテハ重要ノ關係ヲ有シ勝敗ノ
決スル所ト思考仕候

被告ハ原告ト何々ノ事件ニ何年何月何日附ニテ何々ノ証書ヲ作り之
ヲ原告ニ交付シタルコトハ事實ニテ右証書ハ被告ト原告トノ間ニ何々
ノ關係アルヲ証明スルモノニ有之候ヘハ本訴勝敗ノ決スル必要証據
ニ有之此証書ハ現今原告ノ手ニ存スルコトハ彼レガ訴狀ニ記載シ明了
ナルニ依リテ充分推知スルニ足り而シテ又此証書ハ其旨趣ニ於テモ
聊カ判然セザル所ナク既ニ其効用ヲ了レルモノニシテ原告ハ之ヲ被
告ニ返戻セザル可カラザル義務アルモノニ候ヘハ原告直チニ其証書
ヲ提出スルノ命令ヲ發シ被下度此段申請仕候也

第十九號 檢証申立書文例

住所身分職業
被告 何 某
原告何某ヨリ私ヘ係ル何年第何號土地取戻シ請求事件ニ於テ原告ハ
被告ノ占有シ在ル土地ニシテ別紙圖面何印ノ處ハ自己ノ所有地ト主

張之ヲ取戻サントスルモ其境界ハ從來何々ヲ以テ區劃シ判然タルモノニ候仍テ右現場ニ御臨檢被下度此段申立候也

第二十號 證據保全ノ申請文例

證據保全ノ申請

住所身分職業

申請人 何 某

自分儀去ル明治何年何月何日何市何町何番地何某ニ何品何個ヲ賣渡シ代金ハ來ル何月何日支拂ノ約束ニテ物品ハ既ニ何日ニ相渡シ候モ之ニ對スル證書ハ受取居ラズ然ルニ別紙証明書又ハ診斷書ノ如ク其者不日遠方ニ旅行セントシ(又大患ニシテ回復ノ見込ナク)證據方法ヲ失フノ恐レアリ候ニ付キ何卒右何某ヲ御呼出御取糺ノ上證據ノ保全ヲ被成下度此段申請仕候也

第二十一號 故障棄却申立書文例

住所身分職業

原告 何 某

被告 何 某

右當事者ノ間ニ於ケル當應何年第何號何々事件ニ付キ相手方タル右被告(原告)ハ欠席ノ判決ヲ受ケタル爲メ去ル何月何日何等ノ理由モナク再度ノ欠席ヲ致シ候ニ付テハ右被(原)告某ヨリ提出セル故障ノ申立ハ棄却被成下度此段申立候也

第廿二號 原狀回復申立書文例

住所身分職業

原告 何 某

住所身分職業

被告 何 某

右當事者間ノ當應民事第何部明治何年第何號何々訟求事件ニ於テ何年何月何日ニ與ヘテレタル判決ニ對シ扣訴(故障申立、抗告其他上告)期間ニ從フコ能ハザリシハ全ク左ノ事實アリタルニ依ル

理由

原狀回復申立ノ理由ト爲ルベキ事實ハ附屬書第何號ニ示スガ如ク幾

日ノ暴風雨ノ爲メ(又ハ日清戰爭兵隊繰出ノ爲メ汽車時間變更ノ爲メ)何川漲リシニ依リ幾日間ノ滯留ヲ爲サ、ルヘカテサルコト相成リ期間ハ其中ニ經過シ了リタルモノニ有之候
 原被両造ガ扣訴期間ノ遵守ヲ爲スコ能ハザリシハ右ノ如ク全ク天災時變ニ出デシ者ニ有之此ニ原狀回復ノ申立ヲナシ且別冊ノ如ク扣訴(故障申立抗告其他上告)仕候ニ付キ御採許ノ程願上候也

第廿三號 判決ヲ受クヘキ事項ノ申立書式

判決ヲ受クヘキ事項ノ申立

住所身分職業

原(被)告 何 某

自分ヨリ何市何町何番地何職某ニ係リ請求セル何々事件ニ付テハ左ニ掲グル事項ノ判決ヲ得度此ニ申請候也

第一 損害ノ賠償トシテ求メタル金何百圓ノ支拂ヲ得ルコト

第二 被告ノ費用ヲ以テ被告ガ原告ノ所爲ナリトシテ披露シタル

何々ノ事件ハ原告ノ所爲ニ非ザルコトノ取消ト其粗漏ヲ謝スルノ

意ヲ含メル何號活字ニテ何字詰何行ノ廣告文ヲ何日間何々何々ノ二新聞紙ニ廣告スベク若シ判決ノアリタル日ヨリ幾日内ニ之ヲ爲サ、ルトキハ被告ノ費用ト名義トナ以テ原告ニ於テ之ヲ爲ス事ノ請求ノ立ツコト

第廿四號 支拂命令申請書式

住所身分職業

債權者 何 某

同

債務者 何 某

一金何十圓也

内 譯

一金何十圓

元金 何年何月何日貸附何年何月何日返済期限

一金何圓

利子 何年何月ヨリ 何ヶ月間 同何年何月マテ

右債務者某ハ義務ノ辨濟ヲ終ヘザルニ付キ該元利金合計何十圓何十錢及ヒ督促手續費用何程ニ對シ支拂命令被成下度此段願上候也

第廿五號 支拂命令異議申立書

支拂命令ニ對スル異議申立書

住所身分職業

異議申立人 何 某

右債權者何某ヨリ自分ニ對シ何月何日附御廳ノ支拂命令ハ拙者既ニ其辨償了了リタルモノナルニ由リ應スヘキ義務無之候ニ付異議申立候也

第廿六號 支拂命令假執行ノ申請書文例

住所身分職業

債權者 何 某

同

債務者 何 某

債權者ノ申請ニ因リ明治何年何月何日債務者某ニ對シ當區裁判所ヨリ發セラレタル支拂命令ニ對シ債務者ニ於テハ請求金額ヲ辨濟セザルノミナラズ異議ノ申立ヲモ爲サ、ルニ付キ御命令ニ對シ假執行ノ御宣言被成下度此段申請仕候也

第廿七號 証書訴訟ニ於ケル訴狀書式

申立ノ外ハ凡テ通常訴訟ノ文例ニ異ナルコトナシ故ニ左ニ申立ノ部分ノミノ文例ヲ示ス

申立

仍テハ被告速ニ其義務ヲ果ス様証書訴訟ノ手續ニ依リ御審判被成下度願上候也

第廿八號 爲替訴訟ニ於ケル訴狀ノ文例

請求金額

一金何百圓也

内譯

一金何百圓也

一金何圓也

原告ノ支拂高

自何月至何月利子

事實

被告某ハ何年何月甲第一號証ノ爲替手形ヲ作リ之ヲ原告ニ振出セリ此手形ニ於ケル保証人ハ被告ノ一人ナル某ナリ原告ハ此手形ヲ以テ何年何月何日何市何町何番地某ニ對スル債務ノ

支拂ヲ爲シタリ
何年何月何日某ハ被告ニ對シテ支拂ヲ求メシニ被告ハ之ヲ拒ミ爲メ
ニ手形ハ原告ヘ戻リ來レリ

證據方法

甲第一號証
爲替手形ノ寫ヲ掲クヘシ
甲第二號証
拒ミ証書ノ寫ヲ掲クヘシ

申立

仍テハ被告等兩連帶ニテ前記請求ノ金額ヲ原告ニ辨償スル様爲替訴
訟ノ手續ニテ且ツ口頭辨論ノ期日ハ可成之ヲ縮メテ御審判被成下度
願上候也
訴訟費用ハ制規ノ如ク被告等ヨリ申受度候

第廿九號 假執行中止ノ申立

住所身分職業

原告 何 某

同

被告 何 某

右當事者間ニ於ケル當應何年第何號ノ何々請求訴訟ノ判決ニ對シテ
ハ假執行ノ宣言ヲ受ケ候得共相手方ノ身元ニハ危險ノ恐レアルコトハ
別紙証明書ニ之ヲ示ス如クニ有之判決ノ確定スルニ先チ執行セラル
トキハ私ハ回復スヘカラザル損害ヲ受ケザルベカラサルニ因リ私
ハ御指令ノ通り保証ヲ立ツヘク候間何卒假執行ハ御中止被成下度此
段申立候也

第三十號 執達吏ノ行爲ニ關シ異議申立書式

住所身分職業

申立人 何 某

住所身分某區裁判所

附屬執達吏

相手方 何 某

申立人ハ相手方タル執達吏某ニ何月何日申立人對住所、身分職業某

ノ間ニ於ケル何裁判所民事部何年第何號ノ何々事件ノ強制執行ヲ委任シタルニ彼レハ謂レナク之ヲ拒ミテ受ケズ（或ハ又住所身分職業某ニ對シ申立人ノ間ニ於ケル何裁判所何々事件ノ強制執行ニ於テ斯々ノ不當ナル行爲有之候ニ付此ニ異議ノ申立ヲ爲シ候也

第三十一號 確定判決ニ基ケル強制執行中止ノ申立

住所身分職業

債權者

何

某

同

債務者

何

某

右當事者間ノ何々請求事件ニ付何裁判所ノ確定セル判決ニ基キ強制執行ノ手續開始セラレ候得共附屬書ノ証スル如ク何々ノ事由有之債務者ハ何々裁判所へ此執行手續ニ異議ノ訴ヲ起ス所存ニテ目下其計畫中ナリシモ未ダ御沙汰無之仍テ續行セラレツ、アル強制執行ヲ中止セシムル急速ノ間ニ合ハズ然ルニ本日ハ其競賣ノ日ニ有之若シ此執行ヲ了ヘラル、トキハ附屬書ニ之ヲ示スガ如ク債務者ハ斯々ノ

回復スヘカラザル損害ヲ蒙ラザルヘカラザル恐有之候ニ因リ開始セラレタル執行手續ハ一時之ヲ中止ノ命令被成下度此段申立候也

第三十二號 確定判決ノ請求ニ基ケル強制執行ニ對スル異議ノ申立訴狀文例

住所身分職業

原告

何

某

同

被告

何

某

事實

右當事者ノ間ニ於ケル何々請求事件ニ付キ何裁判所ハ何月何日被告ノ主張ヲ正當トシ原告ニ義務ノ履行ヲ命シ其判決ハ何月何日ヲ以テ確定シタルモ原告ハ其後何月何日甲第何號証ニ明記スル如ク何月ヨリ向フ何ヶ月ノ月賦濟崩シノコトヲ承諾シ而シテ此約束ハ今尙繼續セリ然ルニ原告ハ此事件ニ付強制執行ヲ求メ其手續ハ去ル何日ヨリ開始セラル、ニ及ベリ

證據方法

此處ニ原告ガ強制執行ヲ求メンコノ不當ナル旨ノ主張ノ理由アルコトヲ証明スルニ必要ナル證據方法ヲ記載スヘシ

申立

就テハ當時續行セラレツ、アル強制執行ヲ中止シ且ツ被告ガ再ヒ本件ニ付強制執行ヲ求メザル様御判決被成下度此段願上候也
訴訟費用ハ被告ヨリ申受度候

第三十三號 假差押ノ申請書式

住所身分職業

申請人 何 某

住所身分職業

債務者 何 某

請求金額

一金何百圓

元金高 何年何月何日貸付何年何月何日返済期限

一金何十圓

利子高 何年何月ヨリ何年何月マデ何ヶ月分

申請ノ旨趣

前記ノ金額ハ附屬書第何號ノ明示スルガ如ク何年何月何日申請者ガ相手方ニ對シテ貸附ケタルモノニ掛リ來ル何月何日ハ其返済期限ナルモ彼レハ近來商業上屢々損失ニ罹リ手元不如意ニ立至リ今ニシテ彼ノ財産ニ假差押ヲ施サレハ申請者ハ他日返済期限ノ時ニ至リ執行ヲ得ルニ非常ノ困難仕候ニ付テハ申請者ノ請求ヲ保全スル爲メ相手方ニ對シ假差押ノ命令ヲ發シ被下度此段申請仕候也

第三十四號 假差押ニ對スル異議申立書式

住所身分職業

申請者 何 某

同

相手人 何 某

右相手方某ハ申立人ガ借入金返済期限ノ延滞シタルニ依リ返済スル意思ナキモノトシテ去ル何日假差押ノ命令ヲ得申立人ノ財産ヲ差押候モ申立人ガ期限ヲ遅延シタルモ相當ノ理由アリテ相手人ニハ十分

其理由アルヲ認メ既ニ延期ヲ申込タル際ニモ別紙附屬書ノ如ク猶豫ノ意ヲ表シタリシニ依ルモ明了ナリ且ツ申立人ニ在テハ假差押ヲ受クヘキ様ノ危険ハ毫頭無之因テ此ニ異議ノ申立任候也

第三十五號 假差押ヲ爲セルニ付キ債權者ニ起訴ヲ爲ス

ヘキ申立書ノ文例

住所身分職業

申立人 何 某

同

相手人 何 某

右相手方ハ其申立人ニ對シテ有スルト主張スル債權ノ執行ヲ保全スルガ爲メニ何年何月何日假差押ノ命令ヲ得申立人ノ財産ヲ假リニ差押候處其債權ハ相手人ニ於テ主張スル所ニ因ルモ附屬書第何號ノ如ク既ニ請求シ得ヘキ期限ニ至リタルモノナルモ未ダ起訴ノ手續ヲ爲サズ申立人ハ財産ノ自由ヲ制セラレ甚ダ迷惑ノ至リニ候仍テハ相當ノ期間内ニ起訴ノ手續ニ及ブ様債權者ニ御催告被成下度此段申立候也

第三十六號 或ル所爲ヲ目的トスル債權ノ強制執行申立書

文例

住所身分職業

申立人 何 某

同

債務者 何 某

右債務者ハ何年何月何日何裁判所ノ言渡シタル執行力アル判決(又ハ和解調書)ニ因リ債權者ニ係ル何市何町何番地所在ノ家屋ヲ取拂フベキ義務アルニ之レヲ果サズ候仍テハ債務者ノ費用ニテ第三者ニ取拂ハシメ度其費用ハ別紙計算書第何號ノ如ク大凡ソ何十圓ヲ要シ可申ニ因リ其金額ト此申立ヲ爲スニ付テノ費用別紙計算書第何號ノ如ク何圓合計金何十何圓ノ支拂ヲ得度候間其決定被成下度此段申立候也

第三十七號 除權判決ノ申立書文例

住所身分職業

申立人 何 某

目的物件

一何々手形面金額何程

申立ノ旨趣

右手形ハ私所持ノモノニ候處去ル何年何月何日何々ノ故ヲ以テ紛失シ(又ハ盜難ニ罹リ)候ニ付公示催告ノ申立ヲ爲セルニ何年何月何日迄ノ期限ヲ定メテ何月何日何々ニ公示催告ヲセラレ候モ其期限ノ經過シ了レル今日仍ホ未ダ權利ノ届出ヲ爲セルモノ無之候ニ付テハ除權判決被成下度此段申立候也

第三十八號 仲裁人選定ノ催告書文例

此催告ハ通知ヲ爲ス者ニ於テ直チニ執達吏ニ托シテ爲スヘシ

仲裁人選定ノ催告

去ル何日拙者貴殿ト契約セル何々事件ニ付拙者ハ其約束ニ從ヒ該事件ノ判斷ヲ爲サシムルガ爲メニ住所、身分、職業氏名ヲ仲裁人ニ選定致シ候ニ付キ此ニ及御通知候仍テハ貴殿ハ今ヨリ七日ノ期間内ニ相當ノ仲裁人ヲ選定シ拙者へ其者ノ住所、身分、職業ト共ニ氏名ヲ御通

知可有之候仍テ此ニ及御催告候也

住所身分職業

何年月日

信 某

住所身分職業

何之某殿

第三十九號 控訴狀ノ文例

住所身分職業

原告 何 某

同

被告 何 某

右當事者間ノ何々請求訴訟ニ對シ何年何月何日何裁判所ノ言渡シタル判決ハ不服ニ付控訴仕候也

原判決ノ表示

何々裁判所ハ何年何月何日附屬書第何號ノ如ク何々ノ理由ヲ以テ何々ノ判決ヲ下シ以テ控訴人ニ敗訴ノ言渡ヲ爲シ尙ホ訴訟費用全部ノ

負擔ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡セリ

控訴ノ理由

此ニハ控訴ヲ爲スニ付キ趣旨トスル所ノ理由ヲ簡單ニ且ツ明了ニ記載スヘシ

新事實

且ツ本件ノ事實タル云云(若シ第一審ノ訟廷ニ於テ主張セザリシ新ナル事實アリテ控訴人之ヲ控訴ニ於テ主張セント欲セバ此ニ掲グヘシ)

新証據

新ナル証據アリ控訴人之ヲ第二審ニ於テ提出セント欲セバ此ニ之ヲ掲グヘシ

申立

仍テハ原判決ハ其全部ヲ廢棄シ(又ハ何々ノ部分ヲ廢棄シ)更ニ何々ノ判決(控訴人ハ其求メントスル判決ヲ此ニ掲グヘシ)被成下度此段控訴仕候也
訴訟費用ハ被控訴人ヨリ申受度候

第四十號 控訴答辨書文例

住所身分職業

申立人 何 某

同

控訴人 何 某

右控訴人某ヨリ何年何月何日何裁判所ノ與ヘタル何々事件ノ判決ニ對シ控訴仕候ニ付テハ左ニ答辨仕候

答 辨

控訴人ハ原判決ニ對シテ何々ノ理由ヲ以テ不服ヲ唱ヘ候得共(控訴人ノ不服ノ理由ナキコトヲ簡明ニ記載ス可シ)、
服ハ理由ナキモノト思考仕候

新ナル事實

新規ノ事實アラハ此ニ明記スヘシ

新ナル証據方法

若シアリテ之レヲ提出セント欲セバ此ニ其ノ關係アル要部ヲ掲グヘシ

申 立

依テ控訴人ノ申立ハ之ヲ斥ケ被下度此ニ答辨仕候也
但シ被控訴人ノ有スル控訴期間何月何日ヲ以テ経過シ終ルモノナル
ニヨリ本件口頭辨論ノ期日ニ於テハ仍ホ未ダ其期間中ニ有之候仍テ
ハ何月何日ノ口頭辨論ハ之ヲ延期被成下度候

第二例

若シ被控訴人控訴ノ答辨書ニ於テ附帶控訴ヲ起サント欲セバ左ノ如クニ答辨書ヲ作ル
可シ

住所身分職業	被控訴人	何	某
	同		
	控訴人	何	某

右控訴人ヨリ何年何月何日何裁判所判決ニ服セズ控訴仕候ニ付テハ
左ニ其答辨ヲ爲シ併セテ附帶ノ控訴ヲ提出仕候
答 辨
前ノ如シ

附帶控訴

然レトモ原判決ガ云々（此ニハ附帶控訴ヲ爲ス旨ノ陳述ヲ簡明ニ記
載スヘシ
申 立
依テハ控訴人ノ申立ハ之ヲ斥ケ原判決何々ノ部分ヲ被控訴人が求ム
ル如ク云々ニ御判決被成下度此段申立候也

第四十一號 上告文例

住所身分職業	上告人	何	某
	同		
	相手人	何	某

右當事者間ノ何々請求訴訟事件ニ於テ何年何月何日何々控訴院ハ附
屬書第何號ノ如ク云々ノ判決ヲ爲セルモ不服ナルニ因リ左ニ上告仕
候
原判決ノ表示
原裁判所ハ何々ノ點ニ對シ何々ノ判決ヲ爲シ何々ノ點ニハ何々ノ判
決ヲ爲セリ

上告ノ理由

一當事者間ニ何々ノ事實が存在スルハ附屬書第何號ノ如ク當事者之ヲ認メ原裁判所亦之ヲ認メ毫モ原裁判所ニ異議ナカリシモノナリ而シテ上告人ハ此事實ニ基キ何々ノ請求ヲ爲セシニ原裁判所ガ何等ノ理由ヲモ附セズニ其請求ヲ斥ケタルハ不法ナリ

一又原裁判所ハ當事者間ノ何々ノ争點ニ對シ何規則第何條ヲ適用シ上告人ノ請求ヲ斥ケタルモ該條ハ此ニ適用セラルベキモノニアラズ

申立

之レニ因リ原判決ノ全部(又ハ何々ノ點)ヲ破毀シ更ニ適當ノ判決ヲ受クルガ爲メ本件ヲ相當ノ裁判所へ移シ被下度(又ハ原裁判所へ差戻被成下度)此段上告仕候也

訴訟費用ハ被上告人ヨリ申受度候

第四十二號 上告ノ答辨書文例

住所身分職業	被上告人	何	某
--------	------	---	---

同

上告人	何	某
-----	---	---

上告人某ハ何年何月何日何控訴院ガ與ヘタル何々請求事件ノ判決ニ對シ上告仕候ニ付キ左ニ其答辨仕候

答辨

上告ノ理由ナキ一ノ陳述ヲ記載スヘシ

申立

就テハ上告人ノ爲セル上告ハ之ヲ棄却被成下度此ニ答辨仕候也

訴訟費用ハ上告人ヨリ申受度候

第四十三號 附帶上告書文例

住所身分職業	被上告人	何	某
同	上告人	何	某

上告人ハ何年何月何日何控訴院ガ與ヘタル何々請求事件ノ判決ニ對シ上告仕候ニ付テハ左ニ答辨シ且ツ附帶上告仕候

答 辨

前ト同シク上告ノ理由ナキコトノ陳述ヲ記載スヘシ

附帶上告

原判決ニ對スル不服ノ旨趣ヲ記載スヘシ

申 立

仍テハ上告人ノ爲セル上告ハ之ヲ斥ケ被告上告人ノ爲セル上告ニ付テハ更ニ適當ナル判決ヲ受クルガ爲メ本件ヲ相當裁判所へ移スノ判決ヲ被成下度(又ハ原裁判所へ差戻スノ判決ヲ被成下度)此段申立候也但シ被告上告人ハ欠席判決ヲ受ケタルニヨリ何々控訴院へ故障ノ申立ヲ爲シ置キ候ニ付キ其完結スル迄ハ口頭辨論ノ期日ヲ延期被成下度候

第四十四號 抗告狀ノ文例

住所身分職業	原告人	何 某
	同	何 某
相手人		何 某

右當事者間ノ何々裁判所民事部何年第何號何々請求事件ニ於テ何年何月何日原告ハ何々ノ申請ヲ爲セルモ何々ノ理由ヲ以テ何裁判所ガ之ヲ却下セラレタルハ附屬書第何號ノ証スル如クニ有之候然レモ原告ハ此決定ニハ不服ニ有之候ニ付キ左ニ抗告仕候

抗告ノ理由

此處ニハ判決ニ對スル不服ノ理由ヲ陳スヘシ

新ナル事實

若シ新ナル事實アリテ其レニ基テ抗告ヲ爲サント欲セバ此處ニ之ヲ陳フヘシ

新ナル證據方法

新ニ提出セントスル證據方法アラバ此ニ之ヲ表示スヘシ

申 立

右ノ如クニ有之候ニ付何々裁判所ガ爲シタル何々ノ裁判ハ之ヲ廢棄シ更ニ相當ナル裁判被成下度此段願上候也

第四十五號 抗告ニ對スル陳述書文例

訴訟人ノ一方ヨリ抗告ヲ爲セルキニ裁判所ハ抗告人ト反對ノ利害關係ヲ有スルモノニ抗告ヲ通知シテ書面上ノ陳述ヲ爲サシムルコトアリ此時ニハ此文例ニ循ヒ書面ヲ作リテ差出スヘシ

住所身分職業

申立人

何

某

同

原告人

何

某

右當事者ノ間ニ於ケル何々裁判所民事部何年第何號何々請求事件ニ於テ原告ハ其受ケタル何々ノ裁判ニ對シテ抗告致シ候ニ付其レニ對シテ書面上ノ陳述ヲ爲スヘキ旨御申聞ニ相成候ニ付左ニ開申仕候

抗告ニ對スル陳述

原告ハ何々裁判所ノ與ヘラレタル何々ノ裁判ニ何々ノ理由ヲ以テ不服ヲ唱ヘ候ヘ共(此ニハ抗告人ノ爲セル抗告ノ理由ナキコトノ陳述ヲ掲グヘシ)何々ニ有之何々裁判所ガ裁判ヲ爲サレタルハ允當ノ事ト思考仕候

申立

仍テハ原告人ノ爲セル抗告ハ之ヲ棄却被成下度候

關係法規

○訴訟印紙法

貼用スヘキ印紙類 財産權上ノ請求に係る第一審の訴狀には訴訟物の價額に應ジ印紙を貼用する下の如くと可し

訴訟物の價額五圓までは二十錢、同十圓までは三十錢、同二十圓までは六十錢、同五十圓までは一圓五十錢、同七十五圓までは二圓二十錢、同百圓までは三圓、同二百五十圓までは六圓五十錢、同五百圓までは十圓、同七百五十圓までは十三圓、同千圓までは十五圓、同二千五百圓までは二十圓、同五千圓までは二十五圓、五千圓以上は十圓に達する毎に二圓を加ふ

財産權上の請求に非ざる訴訟に付ては其訴訟物の價額を百圓と看做して其額に相當する印紙を貼用すヘシ財産權上の請求に非ざる訴訟と其訴訟に因て生ずる財産權上の訴訟と併合するときは其多額なる一方の訴訟物の價額に因リ印紙を貼用すヘシ

本訴と反訴と其目的が同一の訴訟物なるときは反訴の訴狀に印紙を貼用するを要せず扣訴狀には財産權上の請求に係る第一審の訴狀に貼用すべき半額、上告狀には其全額を加貼すヘシ

抗告、故障、証據調の申立、假差押及び仮處分の申請、判決の送達あらんことを求むる申立、執行力ある正本を求むる申立（但此正本の數通を求むるときは其一通毎に五十錢の割合を以て印紙を貼用するを要す）には五十錢の印紙を貼用すへし
 和解及び督促手續に付民事訴訟法第三百八十一條第三項及び第三百九十條の規定に因り訴が區裁判所に繫屬するときは第一審の訴狀に貼用せざるべからざる印紙を貼用すべく再審を求むるの訴狀には其訴を爲す可き裁判所の審級に依り相當の印紙を貼用すべし

答辨書其他以上數段に記載せざる申立及申請には二十錢の印紙を貼用すへし

○供託規則（抄出）

供託所 法律の規定に由り供託する所の金錢、有價証券は總て大藏省貯金局に於て之を保管す
 供託手續 供託を爲さんとするときは大藏大臣定むる所の式に依り供託書を製して供託物に添へ其申込を爲す可し
 債權者に通知 供託者は民法財産編第四百七十七條、債權担保篇第二百六十八條及び商法第七百四十條の場合に於ては供託を爲せる旨を債權者に通知すべし

利子 供託したる金錢は拂込の日より六十日を過ぐるときは拂込の翌月より拂渡請求の前月迄通常預金の利子を生ず
 拂渡及返戻 供託物は供託者の指定したる者に拂渡し又は裁判所の通知に依り拂渡す又供託者に於ても其受領す可き理由あることを証するときはその返戻を請求するを得
 償還金利子及配當金 有價証券の償還金、利子又は配當金を受取らんとするときは有權者より之を大藏省預金局に請求す可し此請求なきときは損害を生ずるとありとも政府は其責に任せず

若し請求あり大藏省預金局に於て受取を爲したるときは其受取りたる償還金利子又は配當金は之を代供託物又は附屬供託物として保管す可し

○執達吏手数料規則

差押及假差押に付ての手数料 有体動産及び未だ土地より離れざる果實并爲替証券其他裏書を以て移轉するを得る証券の差押、仮差押に付ての手数料以下の區別に従ふ
 執行すへき債權額二十圓までは三十錢、五十圓までは五十錢、百圓までは七十五錢、二百五十圓までは一圓、五百圓までは一圓二十五錢、一千圓までは一圓五十錢、一千圓を超ゆるときは二圓、若し執務三時間以上に涉るときは一時間毎に此手数料の十分

の三を加ふ其執務一時間に満たざるも一時間と看做して算定す
執達吏、差押、假差押を爲すへき場所に臨むと雖も差押ふへき物なきとき又は差押ふ
へき物を換價するも強制執行の費用を償ふて剩餘を得る見込なきときは右に定めたる
手数料の半額を受く

民事訴訟法第五百五十六條第二項第五百八十六條第二項第六百十五條の場合及び既に
差押に着手したる執達吏の死亡若くは其他の理由に依り委任の消滅したるとき物を換
價する爲め其委任を引受ける場合に於ては執達吏は本項第一段に述べたる手数料の半
額を受く

○取調に付ての手数料民事訴訟法第六百四十三條第三項に依り不動産の取調を爲す場
合に於ては執行す可き債權額二十圓までは三十錢、五十圓までは五十錢、百圓まで
は七十五錢、二百五十圓までは一圓、五百圓までは一圓二十五錢、千圓までは一圓
五十錢、千圓を超ゆるときは二圓の手數料を受く

○競賣に付ての手数料 動産、不動産及び船舶の競賣に付ての手数料は下の區別に従
ふ（競賣に依り得たる金額が執行すへき債權額に超過するときは其債權額を以て競賣
金額と看做す）競賣金額二十圓までは六十錢、五十圓までは一圓、百圓までは一圓

五十錢、二百五十圓までは二圓、五百圓までは二圓五十錢、千圓までは四圓、其上
は一圓毎に一圓を加ふ○執達吏は任意競賣に付ても亦此手数料を受く

○中途に執行行為を止めたるべきの手數料 執達吏、執行々爲を爲すべき場所に臨ま
ざる以前に民事訴訟法第五百五十條に依り又委任の消滅に因り強制執行を止めた
るとき又は支拂若くは引渡に依り強制執行の委任終了したるとき各場合に定めた
る手数料の十分の三を受く但し競賣の場合に於ては其手数料を三十錢とす
若し右執行々爲を爲すへき場所に臨みたる後に生ぜしときは前項競賣に付ての手數
料は之を五十錢とし其他の各場合に於ける手数料は手續を満足に結了せるときに受
くへき額の半ばを受く

○出訴期限規則

相互に取引を爲し貸借をなすにも期限を定めざるあり期限を定むるあり期限を定めざ
るものと雖も今や請求する場合にありて此規則に定むる所の期限を過ぎたるものは訴
を起すことを得ず況んや期限を定めて取引貸借を爲したるものをや此出訴期限規則は
明治六年に設けられたるものにて明治七年一月一日以後取結びたる條約にして規定の
期限を去りて出訴せざるものは自分其契約を取消したるものと看做し受取るべきもの

は受取る権利を失ひ引渡すべきものは引渡すべき義務を免れたり定められたり然れども此規則に従ひ期限の経過したるものは果して出訴するも其効無きやと云ふに必ずしも然らず何となれば此規則は當初の契約に曖昧なるものありて出訴したるときに至て判官も判決に困難するより此規則を設けられたるものなればなり未だ義務を盡さいることが明了なる上は支拂又は返済を免ることを得ず故に原告は証文の外に未だ義務を盡さいることの証を擧げざるべからず

而して被告に於ては義務を盡したりとの証據を出すに及ばず只一言已に義務を盡して一切關係なしと云へは足れり証文は返戻を受くるを怠りたるものなり依て出訴期限規則に照して御判決ありたしと云ふへし

出訴期限規則

- 第一 學藝の授業料
- 第二 旅籠料
- 第三 運送賃
- 第四 飲食料
- 第五 手附金

- 第六 商人互の賣掛金
 - 第七 職人の手間代金
 - 第八 日雇人給料
 - 第九 請負金
 - 第十 芝居等の木戸錢又は棧敷代等
 - 第十一 男女藝者の揚代金
- 以上は何れも六ヶ月限りとす此日を算ふるは其事項のありたる時より爲す

- 第十二 醫師の診斷及藥料
- 第十三 授業師より門弟に給與したる飲食料
- 第十四 商人より商人にあらざる者への賣掛代金
- 第十五 一ヶ年期までの奉公人給料
- 第十六 期限を定めたる貸附米金及利息あれば其利息
- 第十七 期限を定めたる預米金及利息あれば其利息
- 第十八 家屋及土地の借賃即ち家賃及び地代

第十九 小作米金

第二十 証拠金

第廿一 敷金

第廿二 物品の借賃又は損料

第廿三 養育料

第廿四 七ヶ年期までの奉公人給料

第廿五 期限なき年金及び一生涯の年金

第廿六 裁判の強制執行

以上は皆五ヶ年とす但其期限の算へ方は契約期限の終より爲す

利息制限法

利息は法律上分ちて契約上の利息と法律上の利息との二種あり
契約上の利息とは左の如し

- 一 元金百圓以下は一ヶ年に付百分の二十(二割)即ち百圓に付二十圓とす但一ヶ月金一圓六十六錢六厘餘
- 二 元金百圓以上千圓以下は一ヶ年に付百分の十五(一割五分)即ち百圓に付十五圓と

す但し一ヶ月金一圓二十錢

- 三 元金千圓以上は一ヶ年に付百分の十二(一割二分)即ち百圓に付金拾貳圓とす但一ヶ月金一圓なり

法律上の利息とは左の如し

元金の多少に拘はらず一ヶ年に付百分の六(六分)即ち百圓に付金六圓とす但し一ヶ月金五十錢

而して契約上の利息とは相互に契約すべき高にして法律上の利息は人民相互に利息の高を定めざる時は裁判所より定めて言渡す高なり

原被 必 裁判勝利手續終

版權
登錄

明治廿七年十一月廿日印刷
同 年十一月廿五日發行

正價金三十拾錢



編輯者 福井 溥
大阪市東區博勞町四丁目九十二番屋敷

發行者 此村 彦助
大阪市東區備後町四丁目七十六番屋敷

周擴社
大阪市東區內本町橋詰町六十八番屋敷

印刷者 前田 菊松
大阪市東區備後町四丁目七十六番屋敷

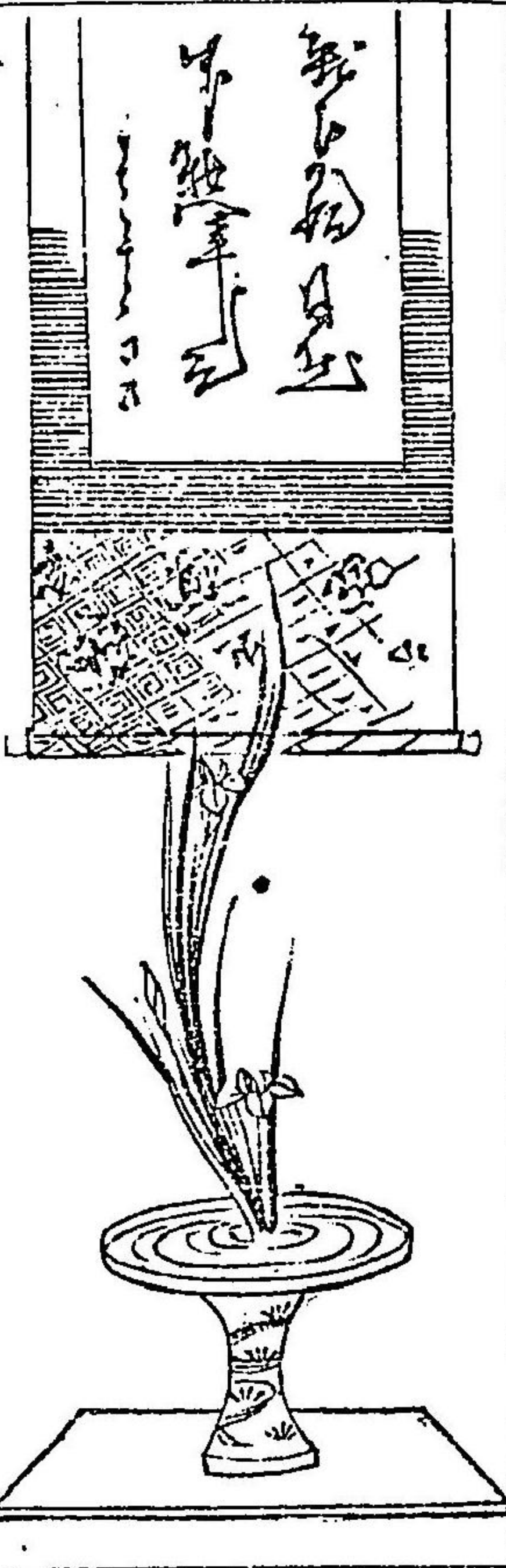
發賣所 此村 藜光堂

藜光堂新版發賣廣告

里流齋清雅丸著

秘傳 活流 生花獨案内
附水揚法及盆石打方案內

活版形密畫入 全壹冊
正價拾八錢 郵送稅四錢



方今最も活花流行志之習ふ人も亦多し是れ日本獨得の美風にして文明の世々々之を尚ふは生花の室内粧飾の美觀禮儀を重んじ方即嚴正優美高尚なればなり本書ハ諸流諸派の法を記載して洩らさず彼の秘傳を稱し人々長く師に教授を受けたる後ちに多くの教授料を呈して學ぶべき法も悉く詳細に轉め水揚法及び花の取扱方等四季に従ひ類に就て之を説明し數百の密圖を挿入しあれば師に就て學ぶを用ひず獨習自在なり且つ他書に未だ曾て見ざる所の盆石法を述べ其の用ひ方を知らしむ此盆石を活花に用ふるは當今流行するも他書に之が記載を洩らざりて欠典なり其他近來生花の書出版多しと雖も其書中枝撓花配等の法を見るに出來得べからざる法を記載するものあり本書は斯の道に熟得したる宗匠の著はされたる書なれば從來生花の書と同日の論にあらず

新 江戸歌聲とらべ
綴美製 全壹冊

特別正價 郵送金拾五錢 稅共

小川きつ女関 山村美聲散史著
鶏が啼くあづま唄の節は甚陽氣にして頗る面しるく浪花の地限々陰氣なりとて退けられ今を江戸唄の流行する真最中ととなりぬ糸竹の道をたしなみ清けき聲音を以て婀娜を迷はす若人達が戀親會祝賀の宴席等に立並びて衆目を驚かす舞入遊びの資本と此江戸唄を勝るものはあらじ尤見出しをいろと分けとなし數限りなく網羅せりア、こな舞様よと九太夫に管を巻かせて實めさすは此本なりけり



陸軍樂師 新井清次郎君 撰曲
同 柏原由二君 調曲
美製本全一冊
正價郵送稅共金貳拾錢
(郵券代用一割増)

抑モ音楽ハ美術上尤モ高尚ニシテ尤モ快活何レノ席場ト雖モ之ヲ奏スル日ニ多シ就中
現時最モ流行ハ手風琴ニシテ該書ヲ著ハスモノ又從テ多シ然レモ概シテ簡略或ハ高尚ニ流
レ往々演奏ノ誤謬ヲ觀ル是レ未タ完全ナル獨習書ナキカ爲ナリ故ニ之ヲ音樂專門家ニ乞ヒ
本書ヲ著作スル所以ナリ本書ハ音樂要領ヲ平易ニ説明シタルハ一讀音樂ノ大意ヲ知得シ自
由ニ演奏スルヲ得ベシ載スル所ノ曲目ハ明治新曲ヲ始メ各國々歌行進曲及俗曲ニハ現時各
地流行節ヨリ端唄絳曲ニ至ル迄優美雅正ナルモノ數十曲アリ世ノ音樂ノ好趣味ヲ知ラント
欲セラル、諸彦一度縊ヒテ其言ノ虛ナラサルヲ知リ玉ヘ

象意 易學 獨占 新書

折二冊 本

鴻山堂溪雲先生著
正價郵送稅共
金二拾錢

近年易學流行シ之ヲ研究スル人甚多シ隨テ之ニ供スル書モ發見ヲ見ルト雖モ大抵簡單ニシテ讀者ノ満足スルモノ之無シ
蓋シ易學ハ其占フタル事柄ノ判斷ヲ爲スニ巧拙アリテ中ラサルトモナリ其判斷ヲ巧ミニ詳カニスルハ此占
法ヲ詳細ニ説明シタル書ニ因テ學バサレバ能ハズ本書此ニ見ル所アリテ至極明細ノ書ト爲セリ其編纂法ハ上下ノ二篇ニ
分テ下段ニハ六十四卦一々其象意ヲ示シ判斷法ヲ詳ニシ且ツ之ヲ高尙ト通俗ノ二途ニ説キ初學者ト熟練ノ人トヲ分テ
孰レニモ要ノ法ヲ示シ又初學者ノ爲メニ別ニ卷首ニシテ方術ノ上ニ通俗ノ二途ニ説キ初學者ト熟練ノ人トヲ分テ
其人一代ノ卜法ヲ示シ又初學者ノ爲メニ別ニ卷首ニシテ方術ノ上ニ通俗ノ二途ニ説キ初學者ト熟練ノ人トヲ分テ
の傳ハ百人一首の傳ニシテ又初學者ノ爲メニ別ニ卷首ニシテ方術ノ上ニ通俗ノ二途ニ説キ初學者ト熟練ノ人トヲ分テ
を占ム事等ノ外種々ノ便法ヲ載セタルナリ坊間易學ノ書多シト雖ドモ未タ此書ノ如キ便益ナルモノアラザルナリ

四版 出賣

厚東平八郎 著



金五拾四錢
郵送稅 六錢

此ふみの規則を杖に貸す者も借り人もたざれ寶積む山

但し前編既に御購求の諸君にして(明治廿六年十一月發刊の)續編計り御入用の御方は

續編計り 一冊 正價金十錢
郵稅 二錢

此本は何方様にてても他人と契約を取結び金を貸して利息を取らんと思召す御方は最初に政府から立られし規則を能く心得
れば後ちに間違ひと問着の出来易きものなり又都べて證書の認め方法則によりざれば或は「ツルキ」計策をなして貸主をだ
まし其他いろくの都合が起り折角利益を計りしものも證書無効となり裁判敗訴となる等の不幸不利益を招くもの少な
からず洵に「ウカ」では出来ぬもので御座ります。此契約に附ての規則を政府から立てられし譯で御座ります。但し今其
規則を見ようと思ひなされても彼本に一事何の本に一事とちりばらに成てあれバ幾冊も買求むるの不利益は申す迄もなく
又其本の内より夫々の規則を探すに餘計の努力と時間とを費さねばならず御不徳の事と存じます。此度私店で
先生に相談しまして金の貸借、米穀、家屋、田畑、質入、借入、抵當、又登記、印紙、訴訟、代人、時効、其他種々の手續すべて契
約一切の規則を淺らず解り又諸般文認め方、雛形をも悉く記し六ヶ敷條條にハ解釋を附けまして何方様でも能く分る様
に致し爰に出版發賣せしに非常に購讀多くして既に印刷四版にて七千部餘の版賣高に至るの愛顧を添ふせり故に前編に對
する義務上今度續編を出版し之れに堪ゆるものは商法中商事會社社法、手形法、破産法、の三法中貸金者の權利に關す
る必用の部分のみを記載し世の有資家心得に備へ置べき實に重寶此上なき便利至極の本であります。則目次左に

◎貸金者心得卷中目次
 ◎地所書入及ヒ質入抵當規則◎建物書入質入抵當規則◎船舶書入質入及ヒ質買讓與規則◎
 動産不動産書入質入金穀貸借規則◎貸借規則◎連借金穀償却方規則◎無期限貸附金穀返
 辨規則◎利息制限法◎連帶債務及ヒ債權規則◎消費貸借規則◎使用貸借規則◎裁判用印紙
 規則◎證券印紙規則◎登記用印紙規則◎登記法◎土地賣買讓與◎付登記規則◎公證◎出訴
 期限規則◎民事訴訟手續規定◎預金穀◎係ル訴訟規則◎勸解中時効◎係リモノ、處分
 訴訟入費及ヒ出訴期限規則◎負債者失踪後訴訟手續規則◎勸解規則◎身代限規則◎破産規
 則◎訴訟用紙規則◎訴訟入費償却規則◎訴訟入費辨償規則◎證人◎代人規則◎詞訟勸解代
 人規則◎動産時効◎不動産時効◎諸証文認方式

◎附錄目次

◎證券印稅規則追加◎民事訴訟用印紙法◎登記法取扱規則◎民事訴訟費用法◎登記法中改
 正追加◎商業及ヒ船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則

◎續編目次

◎商事會社ニ對スル債權◎手形總論手形ノ性質◎爲替手形之部十一件◎破産之部九件◎訴
 訟ノ部七件

正改

梅河新右衛門編纂
 活版洋綴 全壹册
 價郵稅共十八錢
 郵券代用一割増

梅河新右衛門編纂
 活版洋綴 全壹册
 價郵稅共十八錢
 郵券代用一割増

此書ハ大藏省御達中醬油稅則取扱心得書中桶丈量法ト滿量端量ノ算則ニ基キ唯一ケ度ノ乘
 算ニテ容易ニ石數ヲ知ルノ便法ヲ設ケ試ニ桶ノ圖ヲ加ヘ正則ト早算法ト各比例ヲ掲ケ何人
 ニテモ解シ易キ樣算法ニ假名ヲ附ケタレハ製造家重寶ノ要書ナリ

梅河新右衛門君新發明早算術 ●明治廿六年三月新版發賣

酒樽容積速算術

活版細密算表附
 頗美本全一册
 正價郵送稅共
 金六十一錢
 郵券代用一割増

算法ハ簡易ニシテ間違ナキ樣ニスルノ最モ肝要ナリ然ルニ酒造家ノ桶ノ容量ヲ計算スル法
 ハ極メテ煩雜シク日々忙シキ業務ノ人ニハ逆テモ出來ル者ニ非ラズサリトモ毫厘ノ誤謬ヨ
 リ遂ニ酒稅檢査ノ時ニ不都合ヲ起スノ少ナカラス其レカ爲メ先ニ弊店ハ酒桶滿端容積早算
 法ト題スル書ヲ發賣シ大ニ其手數ヲ省ク樣ニセシカハ各酒造家ノ御高評ヲ得今ニ至リ引續
 キ御購求ニ預リ弊店ノ仕合此上ナシ乍去未タ充分簡易ト云フニ非ス何トカ今一層便利ノ算
 法モアランモノト百方力ヲ盡シ算數ニ精シキ諸先生ニ諮リ此度本書ヲ發賣スルコト、ナレ
 リ今此書ノ便利ナル一斑ヲ言ヘハ前ノ算法ニテハ口徑ト第一胴徑ヲ合セテ之レヲ平均シ第
 一胴徑ト第二胴徑ヲ合セテ平均シ此對數ヲ表中ニ搜シ索メ各々差分ヲ合シ深チ四除シテ乘
 ル等第二胴徑以上ノ算法ニテモ隨分煩シキ一此ノ如シ之レト同シク第二胴徑以下チモ手數
 ヲ要スルノナルガ此新法ニ依レハ平均シタリ差分ヲ搜シ合セタリスル樣ノ手數ハ一切省
 キテ唯深サヲ乘ケレバ直チニ容量ヲ知リ得ヘキ極メテ簡便ニ極メテ迅速ナル無類ノ捷徑ヲ
 示スナリ算法モ此上簡略ニスルノ如何ナル學識アル人ト雖モ如何ナル才智アル人ト雖モ
 出來マシキコトナラン酒造業ノ各位速ニ一本ヲ購フテ其便益ヲ知リ賜ヘ則左ニ算例ヲ示ス

酒造家座右ノ寶典新版發賣廣告

●從二位勳一等伯爵松方正義君題字
●改良酒造熱心家 小野藤介君著述
●明治二十六年第二月新刊發兌

酒造秘法問答

活版洋綴脊皮金文字入美本
全壹冊正價郵稅共
金壹圓八拾錢
(郵便切手代用一割増)

出版祝 三千部限り 定價 郵便特別 金壹圓五拾錢

本書ハ醸造改良ニ熱心ナル小野藤介氏ノ編輯ニ係リ曩ニ同氏ノ發兌セラレタル酒類防腐新
說問答及ヒ清酒醸造法實驗說卷中ノ疑問ハ更ナリ其他酒造ニ關スル諸件且ツ腐敗防法或
ハ直ニ法ニ至ル迄同氏ニ就テ質問ノ郵書悉ク懇篤細密ニ報答セラレ特ニ教授セラレシ
數百名ニ及ヒ其質疑ニ中種々多ト雖モ其勞ヲモ不厭專ラ親切ヲ旨トシテ其質問ニ應答
セラル、ハ則熱心ノ證タルニ足レリ曩ニ同氏ガ著ニ係ル酒類防腐新說問答初版ハ既ニ賣切
タルモ再刊ヲ要セス其實同書ハ明治十三年ノ著書ニシテ其陳腐ニ屬スルノ嫌モアリ依テ爾
后大ニ經驗ヲ効テ續ミタル奇實ナル防腐改良法ヲ採萃シ其他酒造諸般ノ要件ヲ左記ノ目次
ニ掲ケタル如ク部類ヲ分チ號シテ醸酒秘法問答ト題シ今般更ニ編纂セラル之レ清酒醸造ノ
首城タル灘地方眞正確實ナル秘法ニシテ則チ醸造家ノ六韜三略虎ノ巻ト云ツベキ良法ナリ
幸ヒニ一本ヲ購讀セラレハ其利益莫大ニシテ醸造業ノ擴張發達セラル、ト論ヲ俟ザルノ
珍書ナリ乞フ御愛讀アラシメテ希望ス則卷中目錄

改正現行酒造稅則類纂

彈 舜 平 著
活版全壹冊 正價 郵送 稅共 廿八錢

信託日本酒釀造法

此書ハ日本第一ト稱スル伊丹西宮ノ釀造法ヲ極メテ細密ニ取調○製麴○釀酒○添○中○仕舞
ノ順序○絞リ法○澄シ法○酒貯藏法○燒酎味淋ノ製法等ニ至ル迄各比例ヲ掲ケ分析表ヲ載セ
且桶圍樽圍ノ利害得失及腐敗變酒ノ原因ヲ詳ニ論シ何人ニテモ讀易キ樣假名ヲ附シ又註解
ヲモ加ヘタルハ就中清酒火入ノ時ニ際シテハ頗ル必用ノ書也世ノ酒造家一部ヲ購求シ給ハ
利益アルト多カルヘシ

酒藏之親父

活版洋綴金文字入美本一冊
定價金七十五錢特別減價
郵送 金五十五錢
稅共 郵券代用一割増

一名造り法獨案内

該書ハ灘酒ノ釀造法ヲ詳密ニ記載セシモノニシテ抑該地ノ釀造酒ハ品格第一等ノ名譽ヲ博
シ他ニ比類ナキモノト謂フベシ然ルニ時勢ノ變遷増々人智ノ發達タミル今日舊習ヲ墨守ス
ル時ニアラサルヲ覺リ灘地方ニ於テ先年來技師ヲ聘シ學理ヲ應用シ倍々改良ヲ加ヘ一層
飲酒家ノ嗜好ニ適セシ該地釀造法ヲ何人ニテモ解リ易キ爲メ俗文ヲ用ヒ傍ハラ振リ假名ヲ
附シテハ容易ニ其深意ヲ解讀シ灘酒ニ等シキ良酒ヲ釀出シ得ルヲ實ニ書名ニ背カズ造リ
法獨案内ナル未曾有ノ良書ナリ閱覽アツテ弊舖ノ誣言ナラサルヲ知リ給ハンコトヲ希望ス

梅河新右衛門編著 活版全壹冊

● 改正酒桶端容積早算法 正價郵稅共金二十錢

岡部森彦先生著 活版全壹冊

● 灘銘酒釀造實踐錄 正價金五十錢郵送稅四錢

柳原英吉先生編輯 銅版美製全四冊

● 增補四書自學自在 價三十錢 郵稅八錢

谷喬先生著

● 增補詩韻含英異同辨 抽珍薄用摺入全二冊 正價金三十五錢郵送稅四錢

下村訓賀君解 銅版和裝全二冊

● 圖書講解唐詩選 正價二十四錢 郵送稅六錢

三田村敬德先生編輯 折本全壹冊

● 詩家新選以呂波韻 正價五錢 郵稅二錢

福嶋縣高橋久右衛門口述 活版洋綴全壹冊

● 經濟養蠶要術 正價郵金三十五錢 送稅共

奧村任分先生著述 活版洋綴全壹冊

● 八木投機活法 一名相場秘密 正價金四十錢郵送稅四錢

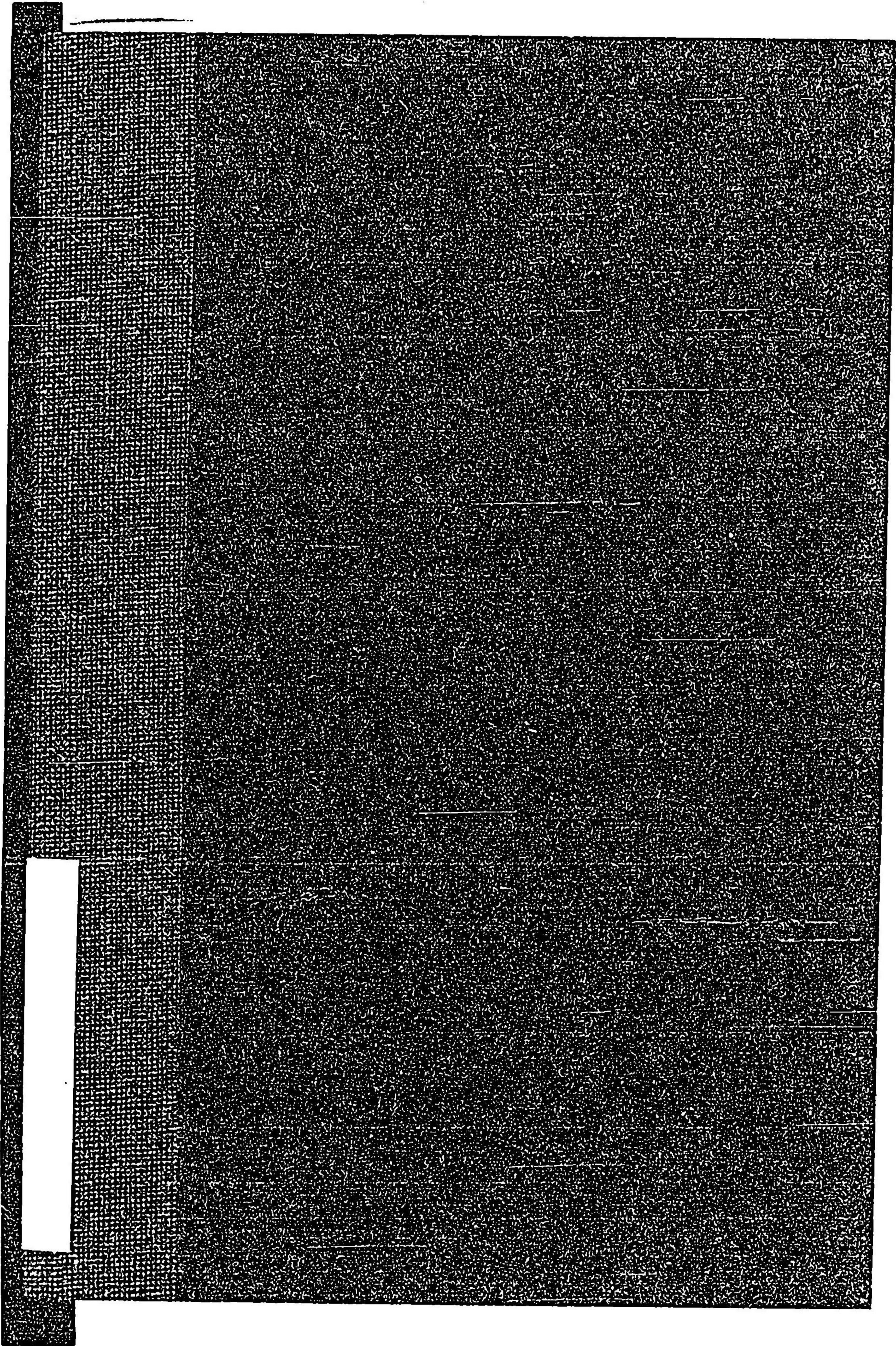
◎此書ハ米相場の秘事秘訣を記ししものにて一名を相場秘密と號し實地活用を主とて米市場所請八木軍陣に對する百戰百勝竟に天下の系平たるを得の策を講述せり左れば一朝にして百萬の富を得るに難からず眞に投機商業の哲理助成資の原律を説明せし寶典にして世間に散在せる此等同種類印本とは素より同日の比にあらず云ふ米相場に熱心の諸君本書を一讀再讀して一擲萬金を得玉へよと白す

相場博士内山容庵君著 活版洋綴全壹冊

● 一擲千金相場必勝 正價金十二錢 郵送稅二錢

相場ニ秘訣アルハ兵法ノ六韜三畧アルカ如シ之ヲ以テ勝利ヲ得テ一擲千金ノ榮アルヲ致スモノナリ必ス此秘訣ヲ知ラザルヘカラズ是ヲ以テ方今相場ニ關スル書世ニ多シ然リト雖モ只相場大體ノ定則ヲ示シタルニシテ實地ノ秘訣ヲ示ス者ハ先ツ相場ノ所謂秘訣ナルモノヲ記スルハ見ズ相場ヲ爲ス者ハ先ツ相場ノ眞理ヲ知り得テ時勢ノ高機ニ活用シテ其秘訣ヲ示ス者ハ先ツ相場ノ目的ヲ誤リ大敗ヲ招クベシ今本書ハ多年實地ノ經驗ヨリハシ名諸大家ノ經歷ヲ問ヒ之ヲ當今時勢ノ進歩ト人智ノ度トニ照シテ爾所アリテ善ハシ之ヲ四十部門ニ分テ凡ソ相場ニ從事スル者ニ於テ心得ヘキ要件ト秘訣トヲ洩サズ記シタル書ナリ從來本書ノ如キ簡易ニシテ完全ナルモノ一モナシト云フモ過言ニアラザルナリ





特14

673

原被裁判勝利手續
必携

国立国会図書館

036402-000-8

特14-673

裁判勝利手續

福井 淳/編

M27

BBR-0055

